

# 令和2年第8回白鷹町議会定例会 第1日

## 議事日程

令和2年12月3日(木) 午前9時30分開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                       |
| 日程第 2 |        | 会期の決定  |
| 日程第 3 |        | 行政報告   |
| 日程第 4 |        | 一般質問   |
| 日程第 5 | 議第 91号 | 白鷹町区長等設置条例及び白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について  |
| 日程第 6 | 議第 92号 | 白鷹町議会議員及び白鷹町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の設定について |
| 日程第 7 | 議第 93号 | 白鷹町税外収入金の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例の設定について             |
| 日程第 8 | 議第 94号 | 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第 9 | 議第 95号 | 白鷹町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第10 | 議第 96号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第11 | 議第 97号 | 白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第12 | 議第 98号 | 白鷹町森林総合利用施設条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 日程第13 | 議第 99号 | 令和2年度白鷹町一般会計補正予算(第10号)について                       |
| 日程第14 | 議第100号 | 令和2年度白鷹町下水道特別会計補正予算(第3号)について                     |
| 日程第15 | 議第101号 | 令和2年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)について                  |
| 日程第16 | 議第102号 | 令和2年度白鷹町介護保険特別会計補正予算(第3号)について                    |

- 日程第17 議第103号 令和2年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議第104号 令和2年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議第105号 財産の無償貸付について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）
- 

○出席議員（12名）

1番	今野正明	議員	2番	金田悟	議員
3番	横山和浩	議員	4番	竹田雅彦	議員
5番	丸川雅春	議員	6番	笹原俊一	議員
7番	小口尚司	議員	8番	奥山勝吉	議員
9番	山田仁	議員	10番	菅原隆男	議員
11番	関千鶴子	議員	12番	遠藤幸一	議員

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	横澤浩
教育長	沼澤政幸
総務課長	樋口浩
税務出納課長	高橋浩之
企画政策課長	菅間直浩
町民課長	衣袋則子
健康福祉課長	長岡聡
商工観光課長	齋藤重雄
農林課長併 農業委員会事務局長	大木健一
建設水道課長	鈴木克仁
病院事務局長	渡部町子
教育次長	田宮修
監査委員	竹田謙一

---

○職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐	藤	雅	志
補	佐	芳	賀	和
書	記	菅	原	美
				樹

○開会の宣告

○議長（今野正明） おはようございます。

ご参集、誠にご苦労さまです。

これより令和2年第8回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（今野正明） 議事日程は、事前に配付のとおりです。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（今野正明） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

4番 竹田雅彦君

5番 丸川雅春君

の兩名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（今野正明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、11月24日の議会運営委員会に諮問したところ、12月3日から11日までの9日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、会期は12月3日から11日までの9日間と決定しました。

---

○行政報告

○議長（今野正明） 日程第3、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 行政報告を行います。

まず1番目は、令和2年度木材利用優良施設コンクール内閣総理大臣賞受賞についてであります。

このたび、まちづくり複合施設が木材利用推進中央協議会が主催する令和2年度木材利用優良施設コンクールにおいて、最優秀賞である内閣総理大臣賞を受賞いたしました。

このコンクールは、木材利用の一層の推進を図るため、全国における木材利用分野の拡大や特色ある木材利用に資する施設などを対象として、その施主、設計者、施工者を表彰するものです。

伐採から製材、乾燥、施工までの全ての工程に町内企業が携わり、地域内で森林資源を持続的に循環させる仕組みづくりの構築に向けたモデルとなるような取組を実践したことや、町民ラウンジを中心に、図書館、中央公民館、役場庁舎がつながり、多くの町民の方が利用している姿が目に見え、目に見えるような施設であることが特に高く評価され、最優秀賞の受賞に至ったものです。

本コンクールでの受賞を契機に、今後さらに町内外へ広く町産材をPRすることで、本町の林業・木材産業の振興を図ってまいります。

2つ目です。東北農政局「ディスカバー農村漁村（むら）の宝」選定地区の決定についてであります。

農林水産省において、農山漁村における地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国への発信を通じて地域への横展開を図っているところであり、令和2年11月5日、「地方版ディスカバー農山漁村（むら）の宝」第7回選定において、日本の紅（あか）をつくる町連携推進本部の紅花にちなんだ「紅（あか）」をテーマとしたブランド化と、質の高い一次加工品の生産技術向上への取組が、東北農政局管内の優良事例として選定されました。

今後も、日本の紅（あか）をつくる町として、紅花生産や加工技術を後世に伝承していくとともに、より多くの分野における紅花の活用による需要の拡大を図り、紅花の主産地として、生産を基盤とし、さらに観光への相乗効果を高め、地域の活性化を図ってまいります。

3点目です。主要地方道長井白鷹線白鷹大橋の開通についてであります。

白鷹町にとって長年の悲願であった新荒砥橋白鷹大橋が、いよいよ12月6日に開通いたします。

荒砥地区と鮎貝地区の両市街地を結ぶ荒砥橋は、地域に不可欠な橋となっておりますが、昭和32年の架橋から60年以上が経過した老朽橋であり、大型車同士のすれ違いや冬期間における交通に支障を来しており、早期の架け替え実現に向けて、平成18年に新荒砥橋建設促進期成同盟会を設立し、これまで官民一体で活動してきたところです。

その結果、平成27年度に主要地方道長井白鷹線荒砥橋架け替え事業として新荒砥橋架け替え工事が着工となり、以後、工事が着実に進められてまいりました。

開通当日は、白鷹山関の四股踏みによる地固め式や親子三代夫婦による渡り初め等を行う予定であり、町民の皆様と一緒に完成を祝いたいと考えております。

この白鷹大橋の完成により、経済、交流、物流等の拡大に向けて、より一体感のあるまちづくりを進めてまいります。

4点目であります。東京都港区との間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定の締結についてであります。

令和2年10月28日、東京都港区と間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定を締結いたしました。

これは、都市部における間伐材をはじめとする国産材の活用を通じ、森林整備を促進し、森林の二酸化炭素吸収量を増大させることにより、国内林業の活性化及び低炭素社会の実現を目指すものです。

港区においては、既に全国の82自治体と協定を交わしているものですが、本町も森林の利活用を推進する一自治体として、町産材のさらなる利活用のため、港区と連携して都市部での木材利用の取組を推進してまいります。

5番目であります。日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定の締結についてであります。

10月20日、日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定を締結いたしました。これまで白鷹町内の郵便局とは、災害時における協力、高齢者の見守りや道路の破損及び廃棄物の不法投棄等について、個別に協定を締結してまいりましたが、新たに郵便局のネットワークを活用した地域経済の活性化等も含めた包括的な協定にすべく、今回の協定締結に至ったものです。地域の郵便局においては、その機動力や日々の業務による関わりを通じて町民の皆様が安心して暮らしていけるよう、きめ細かい対応に努めていただいております。大変心強い連携であると認識しております。今回の協定締結を契機に、双方がよい関係を保ちながら連携協力し、安心・安全な暮らしに向けた環境整備並びに地域活力の向上につなげていくことができるよう努めてまいります。

6点目であります。7月豪雨の対応についてであります。

7月に発生いたしました豪雨災害に対しましては、災害発生当初から、町民の皆様をはじめ自主防災組織、消防団、県当局など多方面の方々からご支援・ご協力をいただき、応急対応等を図ることができました。深く感謝申し上げます。次第であります。

今回の被害といたしまして、住宅等の建物被害は、床上床下浸水合わせて24件に及びました。

農林関係の被害につきましては、農作物は151ヘクタール、約4,560万円、農地・農業用施設は94か所、約2億7,860万円、林道は現場での確認が可能な範囲での把握で15路線157か所、約1億1,850万円となっております。

公共土木施設につきましては、倒木などの小規模な被害も含め、道路60路線103か所、河川は42河川70か所で、応急対応分を含め約10億円となっており、被害総額は約14億4,000万円となっております。

これらの被害に対し、補正予算等で応急の対応をさせていただきながら、復旧に向けて国庫補助事業の採択要件を満たす被害箇所の申請作業を最優先に行い、被害箇所のうち農業用施設災害につきましては、ため池及び水路等9か所、林道災害につきましては6路線7か所、公共土木災害分につきましては、道路14路線21か所、河川は7河川12か所、橋梁2か所については11月27日まで国庫補助査定が終了し、全て採択となりました。

査定率は、農地農業用施設で90%、林道で79%、公共土木で98%となっており、現在発注の準備をしているところであります。今後につきましては、工事の施工が降雪時期と重なるため、安全確保に十分な配慮をしながら工事の発注を行うとともに、可能な限り早期の完成を図り、町民の皆様の生活の安全安心の確保に努めてまいります。

以上のことから、7月28日に設置いたしました白鷹町豪雨災害対策本部は、一定のめどがついたため、12月中に解散し、復旧に向けた実質的なスタートを切ることといたしました。

改めて、このような災害はいつでも起こり得るという認識を持ち、人命確保を第一として、被害が起こらない、広がらないといった防災・減災の対応が必要であると強く感じており、今後とも関係機関と連携を密にしながら、安全安心のまちづくりに努めてまいります。

7番目であります。新型コロナウイルス感染症関連対策の状況について。

新型コロナウイルス感染症の状況といたしましては、9月から10月にかけて新規感染者数が減少傾向に転じたものの、11月に入り国内においては過去最多の感染者数を記録するなど、第3波の到来と見られる状況であり、山形県内においても連日感染者が発生しております。

本町におきましても、11月15日に2例目となる感染者が確認されたことを受け、第23回目となる感染症対策本部会議を開催し、感染防止について対応を図ったところであり、町民の皆様に対しては、冷静な対応や、感染された方、関係者に対する差別や誹謗中傷を行わないようご理解をお願いし、新しい生活様式による感染防止対策の徹底も重ねてお願いしたところでもあります。

これから年末に向けて、気温の低下とともに感染者数が増加することも予想されます。今後とも感染拡大防災対策に全力で対応してまいりますので、いま一度3つの密の回避をはじめ、身体的距離の確保やマスクの着用、小まめな手洗い、消毒など、新しい生活様式による感染防止対策を徹底していただくよう、ご協力をお願いいたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（今野正明） 行政報告が終わりました。

---

#### ○一般質問

○議長（今野正明） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の質問事項については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

最初に、「地域力」の向上に向けて、5番、丸川雅春君。

〔5番 丸川雅春 登壇〕

○5番（丸川雅春） 皆さん、おはようございます。

行政報告にもありましたが、このたび、まちづくり複合施設が、令和2年度木材利用優良施設コンクールにおきまして内閣総理大臣賞を受賞されましたこと、誠におめでとうございます。

また、12月6日には白鷹大橋の開通が予定されているように、本町におきましては大変面白い話題が続いているわけでありますが、懸案となっております新型コロナウイルス感染状況に目をやれば全国的に広がりを見せており、一日も早い収束を願うばかりであります。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。

地域力とは、国語辞典によれば、豊かな地方自治を切り開くための原動力として期待されつつあり、地域社会の問題について地域の構成員が自らその問題の所在を認識し、自律的、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のことをいうとあります。このことを踏まえまして、町長が4期目の町政を担われるに当たり、次の2つの事柄における地域力の向上についての考え方を伺いたいと思います。

まず1つ目は、地域としての価値を創造していく地域力についてであります。地域の価値を創造していくためには、ハード面として地域そのものの存在がなければなりません。そのためには、災害に強い地域をつくっていくことが基本的な一つであると思われると思います。町長は4期目の立候補に当たり、7月の豪雨災害について国・県と連携した早期の復旧を公約として掲げられました。これに伴い、現在着々と復旧に向けての事業が進められているわけでありますが、今後新たな災害が発生した場合、現状復旧のみならず、同じ箇所において同じ規模の災害が二度と発生しないようにするための復旧対策が、地域力の向上において必要になってくると思われれます。このことについてどのような考えがあるのか伺います。

2つ目は、地域の構成員が自ら地域問題を認識し、自律的かつその他の主体との協働を図りながら解決に向かう地域力についてであります。このことは、地域の自治力により高められ、そして様々な問題解決には、行政からの協力がなければ進めることができません。これはまさしく第5次総合計画より継承されているまちづくり理念の共創のまちづくりに直結することだと思われれます。しかし、今後におきましては、ますますそれぞれの地域での少子高齢化等の人口構造の変化が顕著になり、これにより、その地域での自治力が徐々にではあります但低下していくことが考えられ、それを食い止める対策が地域力の向上において必要になってくると思われれます。このことについてどのような

考えがあるのか伺います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 丸川議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

冒頭に、地域力をその重点4分野の一つとしている第6次総合計画の考え方につきまして、改めてご説明を申し上げさせていただきたいと思っております。

第6次総合計画の基本構想におきましては、第5次総合計画の理念であり町民、自治組織、事業所、各種団体等の多様な主体が連携し合い、新たな価値を生み出し、創造、発展を目指す共創のまちづくりの理念を継承するとともに、4つの基本目標を定めており、そのうちの一つに「地域の個性を磨き、連携する（つながる）まちづくり」を掲げております。

その中では、本格的な人口減少社会におきましても、地域の個性を生かした活動を通じて、人と人がつながり、豊かさを実感でき住み続けることができる地域づくりを進めることが重要としており、地域に暮らす人々や様々な主体が、共助の精神の下で、地域の担い手として積極的に地域づくりに関わり、特色ある資源を活用しながら地域を磨き、持続可能なコミュニティーを形成し、安心して住み続けることができること、さらに、人々が多様な地域や世代を超えて対流することにより、新たな価値が創造され、イノベーションが生まれ、内発的発展につながることを目指すべき地域社会の姿としていところでもあります。

引き続き地域の特性を生かしたそれぞれの地域づくりを促進していくこと、そして地域内の人材だけでなく、地域外も含めて戦略的に担い手の育成・確保を進めることとしております。

また、人口減少社会におきまして、生活に必要なサービス機能を維持するために、住民の意向を踏まえつつ、それぞれの地域内において各種サービス機能をコンパクトに集約し、拠点化すると同時に、地域と地域がネットワークでつながるコンパクト・プラス・ネットワークの視点でまちづくりを進めていく重要性を掲げております。

悲願であった白鷹大橋が完成を迎える今、まさにその完成に象徴される中央拠点化した都市軸と、各地域拠点を同心円状に捉え、地域資源を生かし、相互補完し連携するまちづくりを進めるベースが整ったということであり、これらの考え方により、持続可能で充足感、安住感を意味する潤いを感じることができるまちづくりを進めてまいり所存であります。

これらを踏まえ、1つ目のご質問である、地域としての価値を創造していく地域力として、災害に強い地域をつくることにつきまして、お答えをさせていただきます。

7月の豪雨災害とその対応状況につきましては、行政報告の中でご報告をさせていた

だいたとおりでありますが、災害発生当初から町民の皆様をはじめ自主防災組織、消防団、県当局など多方面の方々からご支援・ご協力をいただき、その対応を図ることができました。改めて深く感謝申し上げる次第であります。引き続き、可能な限り早期の災害復旧の完成を図り、町民の皆様の生活の安全安心の確保に努めてまいり所存であります。

災害復旧の考え方につきましては、できるだけ速やかに復旧を行い、被災する前の姿に戻していくことが大前提ですが、災害復旧事業のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できないと判断される場合には、復旧工法の検討、改良工事の実施等を検討し、国、県、関係機関等と連携を取りながら対応してまいりたいと考えているところでもあります。例えば、今年度7月の豪雨災害におきましても、再被災した河川につきましては、県事業により、その上流部に砂防堰堤の整備を進めている箇所や、既に整備済みの箇所があることから、被災箇所の現状復旧に加え、しゅんせつなど適切な維持管理をしていくことを組み合わせて実施することで、再被災を防止することが可能となると考えております。

このように、人命、人家を守ることを最優先に考え、現状復旧をベースとしつつも、その被災箇所の現状や被災原因を考察し、現地踏査に基づく関係機関からの技術的な助言を踏まえて、どのような手法が望ましいのか課題の整理を行い、必要に応じ、それぞれの環境の強靱化に向けた対応の検討を進めていくことで、町民の皆様の暮らしをお守りしてまいりたいと思っているところでもあります。

また、近年の気候変動による災害の頻発化、激甚化を踏まえ、災害復旧事業の実施に当たって、改良や機能向上の必要性、災害復旧制度自体の改正につきまして、関係省庁等に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、地域の構成員が自ら地域問題を認識し、自律的かつその他の主体との協働を図りながら解決に向かう地域力につきまして、お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、高齢化が進む一方で、価値観の多様化、生活様式の変化なども合わせ、コミュニティ機能の低下が表面化してきております。人口減少、高齢化の急速な進行は、教育をはじめ地域コミュニティ、医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等の生活サービス機能といったあらゆる面に対して影響を与えるものであり、適応策を模索していく必要があると認識しております。

冒頭申し上げました第6次総合計画の基本構想を踏まえ、令和2年度をスタート年とする第6次総合計画の前期基本計画では、新たな将来像の実現に向け、地域資源を生かし、相互補完し連携するまちづくりとしてコンパクト・プラス・ネットワークを位置づけ、各分野の施策のうち、人づくり、産業・経済、地域力、定住化の4つの分野を施策の柱として着実に進めることとしております。加えて、個々につながり循環する6つの重点プロジェクトを位置づけ推進することとしております。

具体的には、地域力分野におきましては、特にまちづくりにおける地域コミュニティ

一の重要性、新しい地域づくりの観点から実施しております各地区コミュニティセンターを運営する地域住民の皆様が、地域づくりの核としての役割を果たしていただいていると認識をさせていただいているところでもあります。

引き続き、それぞれ特色ある地域づくりを行っている各地区コミュニティセンターを地域の重要な拠点としつつ、地域の課題解決のため、主体的で、地域の実情に応じた創意工夫を発揮できる地域づくり推進交付金を継続実施していくことにより、地域の自治力の向上をサポートしてまいりたいと思っているところでもあります。

あわせて、立地適正化計画による住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関する施設の誘導と、それに連携した地域の拠点をつなぐ地域公共交通ネットワークにより、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることができ、地域の活力を確保してまいります。

さらには、今後の西廻り幹線道路等の幹線道路網整備、仮称でありますけれども山形PAスマートインターチェンジの事業化、国道348号の再整備に向けた機運などから得られる時間的距離の短縮効果を視野に、住宅整備基本構想に基づく住環境の整備、四季の郷地域に商業施設機能、交流スペース機能を付加するなど、面的に整備することにより、職場と住居との時間的距離の短縮化による本町版「職住近接」だけでなく、子育て世代にとって、保育園や学童保育等と住居が近い「育住近接」の性質を併せ持つ「職住育近接」を実現することで、20～30歳代の子育て世代の転出抑制、さらなる移住促進による定住人口の確保に努めてまいります。

このほか、将来における地域の担い手の確保に向け、地域づくり人材のベースキャンプとなり得る体制づくりの検討を進めているところでもあります。

これら施策を総合的に実施していくことにより、将来にわたって本町の地域力の確保に努めてまいります。

以上、丸川議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 町長におかれましては、第6次の総合計画も改めて説明をいただきまして答弁いただきました。本当にありがとうございました。

それでは、2次質問を続けさせていただきます。

今年におきましては、本町では台風の接近による豪雨等の影響はなく、本当にたった1日の梅雨前線の影響による豪雨で町内各地で甚大な被害が発生したことを考えますと、梅雨末期における前線の位置というものが降雨量にかなりの影響を与えるということを改めて思い知らされました。

そして、このたびの豪雨災害におきましては、本町の主要な産業であります農業分野におきまして、多くの農地あるいは農業施設が被災されました。

そのため、町として独自の、国の定める災害復旧事業の基準に満たない小規模の農地

等を早急に復旧し、被災した農家の負担軽減等に寄与するため、小規模農地等災害復旧事業を展開されたと認識しております。そしてこの事業は大変な反響を呼んでおりまして、受付件数が203件となっているという報告があったわけでありますが、この受付件数において、農地と農業施設のそれぞれの割合というものはどうなっているのか、伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答え申し上げます。

申請のありました農地と農業用施設の割合としては、合併して、いわゆる農地と農業用施設を一緒にというところもありましたので、正確な数値までは把握できておりませんが、農地で約4割、農業用施設で6割ということで捉えているところでございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 分かりました。

それで、この事業は平成25年、平成26年の豪雨時にはなかったわけでありまして、来年以降もこうした大雨が考えられるわけでありますので、こうした事業を農家の皆さんのためにも続けていただきたいと思います。それを続けるために、今の段階でのこの事業における課題というものを把握しておられるでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答え申し上げます。

再度ということになりますますが、この小規模農地等災害復旧事業につきましては、本町独自の支援策ということで、本年度新たに取り組ませていただいたものでございます。公共の災害復旧事業でありますと事業費で40万円以上となる農地、それから農業用施設が補助の対象となるのですが、その補助の対象にならないものを対象として取り組ませていただいたものでございます。ご承知のとおり、行政区あるいは土地改良区を対象とさせていただきますと、重機等の借り上げをされて地域等が主体的に復旧作業に当たられるような場合は90%、一括で業者請負による対応をされた場合は50%という補助率で補助金の交付をさせていただき、支援するというところで実施をしたものでございます。

全体の事業費を把握するということも含めまして、10月いっぱいまでの期限とさせていただきますながら受付を行ったところでございますが、ご報告申し上げているとおり203件、全体の事業費としては4,800万円ほどに上るかということで捉えてございます。こちらの事業につきましては事業費の3分の1が補助されますが、県の小規模農地等災害復旧事業の活用が可能であるとともに、13万円以上40万円未満の事業につきましては、農地等小災害復旧事業債も活用が可能になるということで、そちらも活用しながら財源の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

各地区によりまして、申請数が、50か所あったところもあれば、一、二か所ということで、大分ばらつきがございますが、件数が多い地区につきましては重機の段取りです

とか、それから人員の確保、取りまとめといったことを区長にお願いしたということで、大変ご尽力をいただいたと捉えてございます。それぞれ復旧工法に対するご相談などもその都度対応させていただきまして、支援に努めてきたところでございますが、被災直後から復旧作業に当たられた地区もある一方で、耕作中で耕作が終わらないと直せないという地区があったこと、それから被災箇所数が本当に多くて、また、その被災の状況も多岐にわたったということで、補助の申請作業等に手間がかかってしまった地区もあると認識をしてございます。そのため、申請件数の半数が締切り直前の1週間に集中したということも課題として捉えてございます。

現在、復旧作業につきましては、収穫後において比較的好天が続いたということで、大分はかどっているという話も聞いているところもあれば、まだ手がかけられずにいるところもあると把握してございます。

そういった状況も踏まえまして、引き続き申請のありました地区と情報を共有させていただきながら、早期の復旧が図れるよう取り組んでまいりたいということで考えております。引き続き事業の中身につきましては精査をしてまいりたいと考えております。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、議員からお話ございましたように、今後の方向性についてということでございます。7月28日に発生しました豪雨につきましては、今まで私どもが経験したことのないような、累加雨量で260ミリを超えると、24時間雨量では230ミリを超えるということでありました。どこでどのような災害が起きてもおかしくないという状況の中で、我々は自主防災組織あるいは消防団の皆さんに大変なお力をお借りしながら、できるだけ人命に関わる被害が出ないようにお願いをしてまいりましたところ、おかげさまでそこまでいかなかったと。

しかしながら、雨が収まってからの災害は、本当に見るも無残なような大きな被害がたくさんございました。やはり大きな被害が出ると同時に、小規模な災害、これは農地のみならずいろいろな災害が出てきたわけでありますが、その中で特に農地につきましては、私どもの町の特徴でありますそれぞれの農家1世帯1世帯が大変小さな面積を保有している。それを、やはりそれぞれの地域の中で、貸し借りの中でできるだけ集約化していこうということで進めてきたわけですが、今回の災害では、やはり農地の所有者が直さなければならない、基本的にはそういうことに相なるわけでございますが、もうこれは要らないと、そういう放棄のケースが出てくる可能性を我々は心配させていただきながら、このような事業をどこまでどうすべきなのか、いろいろ検討してきたところでございました。これはやはり白鷹町独自の特徴ある考え方であろうと思います。

そのようなことで、やはり1世帯当たりの農地をお持ちの方の被害というものは、何とかして我々としては、引き続き地域の中での農業が成り立つような形をしていきたいということで、このような制度を始めさせていただいたということでありました。

その中には、やはり実際に耕作をしているかどうかというようなこと、あるいは来年耕作をやるというようなことの地域での農地の被害ということもあるわけです。それらを含めて、我々は現地とそれぞれ所有者の方々あるいは地域のリーダーの方々々と相談をさせていただきながら、来年の状況を把握しながら今復旧に向けて頑張らせていただいているというところであります。

特に最近では、それぞれの地域の中で農業に関する集約化、組織化が出来上がってきておりますので、それらの方々々と相談して、来年も頑張って耕作をしていただくというタイミングで、できるだけ早く復旧に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

この制度は来年以降も、当然検証しながらということではありますが、続けてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解お願いを申し上げたいと思います。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） ただいま町長から、来年もこういう事業は続けてまいりたいという熱い答弁をいただきました。本当にありがとうございます。農業、営農関係も本当に環境が変わりまして集約化されておりますので、それらの声も聞きながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、建設被害状況についてであります。このたび被災箇所におきまして、平成25年、平成26年で被災し、そのとき復旧された箇所において、またこのたび被災した箇所というものはあったのでしょうか。伺いたいと思ひます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、鈴木克仁君。

○建設水道課長（鈴木克仁） 丸川議員のご質問にお答えいたします。

小規模のものまで含めて全てということでありまして、なかなか把握ができていないということが正直なところでございますが、平成25年、平成26年の豪雨災害で被災いたしまして、この7月の豪雨の際に再度被災した箇所、これは公共ベースということになります。6か所ぐらいあったということでございます。また、各区よりご要望いただいた箇所についての被災も、こちらでも把握を行っているところでございます。

中身といたしましては砂防関係、あるいは根本的、総合的な対策を行う必要がある部分ということで、4か所程度と私どもで把握しているところでございます。

再度災害防止に関しましては、例えば、河川において被災した河川施設の復旧と併せて、築堤や河床の掘削等を行いまして、流下能力を拡大することで河川の氾濫を軽減する等、再度災害の防止と構造物の強化等を図るため、再度災害防止及び改良が認められる事業もございまして、この事業は採択が厳しく、被害が激甚で再度被害の危険性の高い地域、または連続して災害を受けた地域で、災害関連事業の施行により被害を免れる地域であることが事業採択の基本となるものでございまして。

平成25年、平成26年の災害時と今回の災害では、降雨量や降雨強度、雨の強さでございまして、それら、降雨時間等のそれらを含めました降雨特性や降雨の性質に違いがあ

ったものと考えているところでございます。災害復旧は原形復旧を原則としつつも、再度災害を受けないよう、被災原因や周辺状況、排水、湧水の状況、土質等をしっかりと把握した上で復旧工法を選定し、設計することが重要であるとの考え方にに基づきまして、今回も対応を図ってまいったところでございます。

また、一たび豪雨ということになりますと、被災箇所のかんを問わず、側溝や水路からあふれて浸水する道路、洗掘を受けてしまう河川等は町内各所に存在しております。地域の方々や消防団の皆様のご尽力によりまして浸水被害等を最小限にとどめていただいた箇所も多くある中で、地域からのご要望を受け、地域の方々と現地確認や協議などを行いながら、水路の断面等を拡大するなどして対応してまいった例もございます。

しかしながら、抜本的な対策を講じなければ解決できない箇所があることも事実でございます。直ちに全てに対応することは困難な状況ではございますが、まずは災害復旧を念頭に、関係する団体や地域の皆様と情報共有し、被害の最小化、迅速な復旧に向けた今後の対策について協議しながら、できる限りの努力を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） ただいま建設課長からお言葉いただきましたが、本当に原形復旧が基本だということは分かっております。そして、平成25年、平成26年の災害時等、例えば法面が崩れまして、その近隣地も危ないなという箇所もあったと思います。そういうとき、例えば平成25年、平成26年のそういうときにここを直していればというところもあったと思われます。そのような観点から、このたびも応急措置としまして、財政調整基金より専決処分され使われました。財政調整基金というものは、それぞれ全ての応急措置に使われる基金と理解しておりますが、東京都においては、このたびのコロナ感染対策、経済対策に財政調整基金を使われ、貯蓄がかなり減ったということもお聞きしております。そのため、いつ起こるか分からない災害に対しまして、応急事業も含めまして復旧事業、あるいは被災されました方々への支援に活用できる町独自の財源を確保するため、町独自で災害基金というものを創設してはどうかと思いますが、どういうお考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） お答えいたします。

災害復旧工事につきましては、町民の皆様の安全を早急に確保するという事で応急工事などをさせていただいております。これらの予算措置につきましては、議会のご理解の下に予備費の充用あるいは専決処分、それから補正予算等で編成させていただいております。基本的には国の災害査定を受けて補助災害工事に該当させていくとか、単独災害としても起債が該当するよという事で取り組んでおりまして、その財源確保

につきましては可能な限り有利な財源を該当させていきたいと考えております。

一般財源につきましては、ただいま議員からもありましたように、今回の応急措置につきましては財政調整基金を活用させていただいております。この基金につきましては、条例におきまして基金の処分ということで第3条第1項第2号の中で、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるため財源に充てることができる、また、第3号におきましては、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるというようなことになっております。

現在、令和元年度末の残高で9億5,400万円ほどの財源となっております、今回の災害に充当させていただいたところがございます。町財政の年度間の調整機能なども果たしておるようなことから、活用させていただいているところがございます、提案がございました新たな基金を創設するのではなく、この財政調整基金をもって対応させていただきたいと考えているところがございます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今の基金につきましては総務課長が答弁をさせていただいたとおりでございます。

今回の災害におきまして、本当に議会側からの大変なご配慮をいただきまして、私どももといたしまして本当に予備費を充当させていただいたり、そして事業展開するに当たりましては専決処分をさせていただいたというようなことで、大変迅速に対応させていただいたところございました。今回、公共土木に関する災害査定におきまして、相当詳細な詰めをしたこの図面、あるいは必要な書類を作成させていただいたということございまして、これらについては本当に感謝しなければならない。財政調整基金につきましては、それを私どもとして基金として持ち得たものですから、それも取り崩しながらできたということでもあります。やはりこのような財政を我々は執行できるというような環境をつくっていただき、全てにおいて議会からお認めをいただきながら取り組んできたということにつきまして、本当に感謝を申し上げる次第であります。

やはり行政需要は非常に多くなってきております。そしていろいろな事業をできるだけ迅速にしなければならないという場合におきまして、年度内であったとしても財政調整基金の活用、運用というものをさせていただきながら、議会にお諮りをしながら取り組んでまいりたいと思っております。

なお、災害は、基金という考え方もこれはないわけではないと思いますが、災害はできるだけ早いほうがいいという考え方でありまして、当初から予測をして基金を積むということは、少し私どもとしてはまだ早急なのではないのかなということで、財政調整基金にその分を含んでいるという認識の中で対応をさせていただきたいと思っております。何とぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 分かりました。今後におきましても、災害に強い地域づくりを行われまして地域力の増加に向けていただきたいと思います。

それでは続きまして、地域の構成員が自ら地域問題を認識し、自律的かつその他の主体との協働を図りながら解決に向かう地域力についてを伺いたいと思います。

昨年の12月定例会では、町区長等設置条例の設定が承認されまして、それにより区長等の身分が明確に位置づけされました。このことは、区長等が共助における要として認識され、自治力の向上につながると思われまます。

しかしながら、これに反しまして、区、町内会等の自治会を退会される方が現れてきています。町全体でこうした区への自治会加入率はどのくらいということ把握しておられるでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） お答えいたします。

区、町内に加入されていない世帯につきましては、町報等の文書を町内経由で配布しておりますが、それを配布していない世帯、いわゆる文書直送世帯ということでは把握しております。11月1日現在で直送世帯数が385世帯でございます。そのうち特別養護老人ホーム等への施設入所されている方がいらっしゃいますので、それを除いた部分といたしましては330世帯ということで、これらを除いた加入率といたしましては、町全体で約93%でございます。

なお、直送されている手続をされているほとんどの方が転入された時点で加入されていないということございまして、区、町内から脱退されて抜けたということとはごくまれ、最近ではないと捉えております。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 今数字をお聞きしまして、確かにもともとそこに住んでおられる方で町内を抜けるという、実際私も耳にして、近くにこういう人がおるわけでありましたが、将来的にこういう人が増えれば、本当に地域力としても低下するということを危惧されたものですから、行政としては強制力はないわけでありましたが、質問させていただきました。

それで、第6次総合計画でも共創のまちづくりの理念が第5次総合計画より継承されているわけでありまして。そして、少数ではありますが、確かに町内等を抜けられる方が現れてきているということは、このまちづくり理念が末端の方まで認識されておらず、理念から大きくかけ離れたことだと思われまます。このことについてどのような考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） お答えいたします。

先ほど議員からもありましたように、今年4月から白鷹町区長等設置条例を施行しまして自治活動を推進してきております。従来の自治活動はもちろんのこと、先ほど来あります災害時における対応などにつきましても、共助という形で期待される分野、拡大しているものと捉えております。本町のまちづくりにおきましては、なくてはならない体制であるということでございますので、区、町内、組などへの加入につきましては、逆に区、町内から呼びかけをいただくなど、住民の方にご理解をいただきながら、引き続き効果的な組織になりますよう取組を研究、検討してまいりたいと考えております。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） そういう方への行政からの強制、縛りはないと、それは分かりました。

それで、こうした共創のまちづくり理念というものは、時間とともに社会環境も変わってきております。そのような中で、このまちづくり理念も本当に100%定着させるためには、この変わった社会環境に対して様々な定着するための対策も考えていかなければ今後ならないと思われませんが、どのような考えがおありなのか伺いたいと思います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答え申し上げます。

今議員からご指摘ありました、それぞれの地域における組織に加入をなされないという方につきまして、転入者のみならず現在お住まいになっている方からもいろいろ声が上がることがございます。これは、特に都市部においてはほとんど余り問題のない部分、例えば消防後援会費とかです。消防後援会費というのは、我々が今常備消防があつて、それぞれ10分とかそれ以内で駆けつけていただけると。救急車もそうでございます。実はかつては、ご案内でありますとおり、そういう常備消防が設置されていない時代には、それぞれの地域の中で協力をしながらやってきたわけです。そのために今度は貯水池が必要であると。貯水池まで水を持ってくるためには、水利費というものが必要になってくると。水利の整備をしなければならない。いろいろなそういうものが都会ではちょっと考えられない部分なのです。そういうことをやはり理解をしていただいて、地域の中で生活をしていただける。

しかしながら、それだけではもう相済まないものも私もあると思います。なぜならば労力がもうないと。そのために、貯水池の清掃のために若干の支援をさせていただいておりますが、それだけでも済まない。ですから、その辺については地域の実情が同一ではないということでもコミュニティー推進交付金というものが、それぞれの地域課題を解決するために、ハードもあるでしょうし、ソフトもあるでしょうし、そういうものに使っていただきながら、少しでもクッション役を務めていただければ、我々にとってはありがたいなという思いでございます。地域の中ではやはり、俺は地域の中の組織には入らないわということのないように、やはり地域のリーダーの方が物すごい苦勞を

なさっていることは我々も承知をしております。そういうことを我々も一緒になって、その地域の実情をお話し申し上げながら、これから生活をしていただける状況を、少しでも安心して住んでいただける環境づくりには邁進していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） やはり社会的人口減少、間違いなく人口減少は進むわけでありまして、それに伴う地域での環境整備等も、人口が減少すればままならなくなり、本当に自治会のリーダーの方々は大変苦勞されていると思ひます。

そこで、さっき町長からもお話が出ました地域づくり推進交付金であります、記憶に新しいものでは、中山地区のワサビ栽培について先月山形新聞にも紹介されまして、有志の方が地域づくり推進交付金を使われましてその栽培に当たり、来年を待っているところという記事がありました。こうした地域づくり推進交付金に対しましては、本当に町長の先ほどの1次答弁でも、これからもやっていくという力強いお言葉をいただいたわけですが、これにつきまして、広い連携でありまして、例えば蚕桑だったら蚕桑でなく、連携することにより、地域づくり推進交付金も、例えば鮎貝と蚕桑との両団体がマッチングしていろいろな事業をしたいということも考えられます。それらについての地域づくり推進交付金についても、今後についてお願ひしたいと思います、どのようなお考えがあるか伺ひたいと思ひます。

○議長（今野正明） 企画政策課長、菅間直浩君。

○企画政策課長（菅間直浩） お答えさせていただきます。

先ほど来町長からも答弁させていただきましたとおり、地域づくり推進交付金につきましては、コミュニティセンターを拠点として実施いたします地域づくり活動をさらに推進するという意味で3年前の平成30年度から創設しているところでございます。非常に柔軟で自由度が高い交付金でありますので、地域の方々からも大変評判がいいと思ひますか、一定の評価を受けて効果が上がっているという捉え方をしているものでございます。

今、議員から、例えば地区を越えてというお話などもございましたけれども、今の地域づくり推進交付金の仕組みにつきましては、各地区ごとに立てていらっしゃる地区計画に基づきまして、その使い道についてお話し合いをいただいて使っていただいていると捉えております。地域力という意味では、この地区計画を立てるその話し合い、そしてそれを実践していくという活動、そういったことの一つ一つの積み重ねが地域力の向上につながっているのではないかなと思ひているところでございます。

なお、今回コミュニティセンターにつきまして、コミュニティセンター化しましてから6年たちまして指定管理の見直しの時期になっております。今回、お話しいただきました地域づくり推進交付金、あるいは公民館時代から従来枠としてございます社会教育

事業を実施してきております地域づくり交付金、こういったものもございますので、それぞれの取組について再度検証していきながら、今後さらに実効性のある支援となるように検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 丸川雅春君。

○5番（丸川雅春） 様々な施策、よろしく願います。そして、間違いなく人口減少は進み、本当に地域によっては今まで任意の団体はたくさんあると思いますが、それ1つでも事業ができることができましたが、今後におきましては間違いなく人口減少が進むわけで、やはり共創のまちづくり、様々な連携がなければ地域づくり、特色ある地域はつくっていけないと思いますので、今後とも災害に強い地域をつくりながら、そしてまちづくり理念の共創のまちづくりのさらなる定着を図りながら、特色ある地域をつくっていくことが地域力の向上につながると思われまます。そのためにも、今後ともさらなる地域力の向上に向けての様々な施策の展開をよろしく願ひしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今野正明） 以上で丸川議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。

休 憩 （午前10時38分）

---

再 開 （午前10時55分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、障がい児・者を取り巻く社会の更なる成熟にむけて、4番、竹田雅彦君。

〔4番 竹田雅彦 登壇〕

○4番（竹田雅彦） では私から、障がいのある方々を取り巻く社会の更なる成熟にむけてということで、3点ほど質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目でございます。白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の実効性の確保についてでございます。

神奈川県相模原市の障害者支援施設津久井やまゆり園で、入所されている重度障がい者19人を殺害し、職員を含む26人に重軽傷を負わせるという忌まわしい事件が発生してから丸4年がたちました。改めて犠牲になられた方々にご冥福をお祈りするとともに、事件で心身を痛められた方々にもお見舞いを申し上げます。

そのように、いまだ記憶に新しい中、今年3月の定例会において、白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例が制定されました。全ての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に支え合いながら、生き生きと安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的とした条例であり、まさにノーマライゼーション理念の実践を推進していく条例でもあるわけですが、この条例に命を吹き込むには、共生社会の実現に向けて具体的にどう取り組んでいくかが非常に大事だと思います。

そこで、町の障がい児・障がい者の状況及び町のサービス基盤と、今まで取り組まれてきた障がい福祉施策の状況、そして条例制定から約9か月がたち、新型コロナウイルスへの対応も引き続き担っていただかなくてはならない中ではありますが、条例の実効性を高めていくために、町として今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

2点目でございます。2点目は、障がい児・障がい者福祉教育の充実についてでございます。

ノーマライゼーションの理念がデンマークで提唱されてから60年あまりの歳月が流れました。我が日本でも、1981年の国際障害者年をきっかけに認識され始め、平成8年から平成14年までは、ノーマライゼーション7か年戦略を掲げ、施設等の整備や福祉サービスの拡充のための具体的な数値目標を掲げた政策を行っております。

しかし、障がいのある人もない人も互いに支え合い、住み慣れた地域で生き生きと豊かに共に暮らしていける社会を目指すというノーマライゼーションの理念や考え方は、日本国内においてはまだまだ一般に広く理解されていないというのが現状であります。ノーマライゼーションという言葉自体も、福祉を学んだ方々や福祉に携わっている方々、そして関係者にしか分からない福祉の専門用語のようになっております。ただ、この理念はまさに障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の目的そのものであり、広く一般に理解していただきたい理念でもあります。

そこで、現在も福祉教育には力を注いでいただいておりますが、思いやりのある人づくりをさらに進めていくためにも、ノーマライゼーションに関しても、小中学校の福祉教育に取り入れて、障がい児・障がい者理解の底辺を拡大していくべきものと考えますが、町としての所見をお伺いいたします。

3点目でございます。3点目は、印鑑条例の登録の資格についてでございます。

同じ今年3月定例会において、白鷹町印鑑条例の一部が改正され、成年被後見人であっても印鑑登録を受けることができない者には該当しないこととなりました。これは、一律に成年被後見人であれば登録を受けられないこととしてあった旧条例の内容からすれば画期的なことであり、権利の回復にも等しいものであると考えます。ただ、「意思能力を有しないと町長が認める者」は登録を受けられない者となりました。意思能力がないと判断するという事は非常に重い判断になるわけですが、その判断をする際、どういう基準で判断されるのかお伺いをいたします。

以上3点、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 竹田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の実効性の確保

につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、議員ご指摘の痛ましい事件は、社会に大きな衝撃と不安を与えたところでもあります。行政が担う障がい福祉の一員といたしましても、悲痛の念、強い憤りの念を感じたところでもあります。あのようなことが二度と起きることのないよう、一人一人がかげがえのない存在であることを認識し、互いに人格と個性を尊重し合い、支え合いながら暮らしていく社会の実現に向け、さらなる意識の醸成が必要であると強く認識をしているところでもあります。

今年度は、「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」を将来像に掲げるとともに、障がい福祉の分野におきましても、ノーマライゼーションの理念の下、引き続き障がい者福祉の充実を目指していく第6次白鷹町総合計画のスタートの年ですが、この機に合わせ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する町の姿勢を明らかにし、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい町の実現に資するため、白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を制定いたしました。

本条例は、国におけるノーマライゼーションの理念に基づく各種の法令にのっとり、障がいを理由とする差別の解消に向けた基本的事項を定めることにより、全ての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに支え合いながら、生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的としているものでもあります。本条例に基づき、町は、障がいや障がいのある方に対する町民の皆様と事業者の皆様との理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策を総合的に実施することとしております。

次に、本町を取り巻く障がい福祉の現状と今後の方向性につきまして、お答えをさせていただきます。

令和元年度末の本町の状況といたしまして、障がいのある方として障害者手帳をお持ちの方は、身体、療育、精神合わせて875名いらっしゃいます。また、障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方は158名いらっしゃいます。

本町の障がい福祉サービスの基盤といたしましては、入所支援施設が1事業所、グループホームが2事業所で計3棟、居宅介護事業所1事業所のほか、就労継続支援B型事業所、相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所、通学支援のための有償運送サービス組合と有償ボランティア団体などがあります。こうした町のサービス基盤に加え、近隣市町の障がい福祉サービスの利用も可能となっているところでもあります。

障がい福祉施策につきましては、障がい福祉サービスの提供及び地域生活支援事業等の実施により、障がい者の日常生活及び社会生活の支援を総合的に実施しております。これら施策につきましては、白鷹町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき実施しているところでもあります。同計画につきましては、障がい者・障がい児の状況を踏まえ、今後の障がい福祉サービスのニーズと見込み量を分析し、サービスの確保を図る

べく、3年ごとに見直しをかけ目標を設定し、各事業所や関係機関との連携を図りながら推進しております。なお、今年度は見直しの年でもありますので、現在はその策定作業に取り組んでいるところでもあります。

次に、本条例の実効性を高めるための今後の取組につきましてお答えをさせていただきます。

本条例では、町や事業者による障がいを理由とする差別の禁止、広報及び啓発の実施、相談体制の整備の3点を主なポイントとしており、本条例の実効性を高めていくため、それぞれのポイントに対する取組を進めております。

具体的には、1点目である障がいを理由とする差別の禁止への対応といたしまして、条例に規定する町の責務である差別の解消に向けた施策を総合的に推進するため、町民及び事業者の皆様のご理解とご協力をいただく立場である町職員に対して、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する白鷹町職員対応要領と、職員対応要領に係る留意事項の通知をさせていただいているところでございます。不当な差別的取扱いの禁止や、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障がい、困難さを取り除くために、例えば段差がある場合に、車椅子利用者の移動のサポートをすることなどをいう合理的配慮の提供が行政に義務づけられていることなどにつきまして、具体的な例を挙げてその対応を示すとともに、所属長の責務等を示しているところでもあります。今後は、機会を捉えて職員研修の場を設けるなど、さらなる意識の醸成を図ってまいります。あわせて、本条例は、本町で活動を行う各事業者の皆様に対して、合理的な配慮の努力をお願いするものでもあり、今後、その周知をしてまいります。

2点目である広報及び啓発の実施への対応といたしまして、まず、本条例の目的や趣旨につきまして、町報で町民の皆様にお知らせをさせていただいたところでもあります。今後とも、町報や町ホームページ、イベント等を通じ、共生社会の実現に向けた啓発活動に努めてまいります所存でございます。

3点目である相談体制の整備への対応といたしまして、障がいのある方やそのご家族、その他の関係者を対象に、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるため、その体制整備を講じております。

さらに、本条例では、3つのポイントをより充実させることを含め、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を効果的かつ円滑に実施するために協議の場を設けることを規定しており、障がい者団体、福祉団体、事業者、障がい福祉サービス事業所、県や町関係所管などから、15名の委員で構成されております白鷹町障がい者差別解消支援地域協議会を設置しているところでもあります。8月に会議を開催し、町の取組をお知らせするとともに、委員の皆様との意見交換をさせていただいたところでもあります。今後さらに連携を強め、共生社会の実現に向け、情報の共有を図っていきたくと考えております。

共生社会の実現には、何よりも町民の皆様お一人お一人のご理解とご協力が不可欠と考えております。障がいのある人もない人も、互いに助け合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すというノーマライゼーションの理念が広く浸透し、行政はもちろん、町民の皆様、事業者の皆様にもそれぞれの役割をご理解いただき、具体的な行動や形に現れるよう、町としても努力してまいる所存でございます。

次のご質問であります福祉教育の充実につきましては、後ほど教育長に答弁をいただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に、印鑑条例の登録の資格につきまして、お答えをさせていただきます。

成年後見制度につきましては、精神上的障がい、あるいは認知症など、判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度であり、精神上的障がい等により判断能力を欠くとして家庭裁判所に申立てし、後見開始の審判を受けた人は成年被後見人となります。あわせて、その本人を保護、支援しながら財産管理などを行う法定代理人として、弁護士や司法書士などが成年後見人として選任されるものでもあります。

令和元年の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人であるという理由で、一律に資格等から排除する仕組みが改められたものでもあります。これに伴い、町印鑑条例第2条で定める登録の資格において、印鑑登録を受けることができない者から「成年被後見人」を削除し、「意思能力を有しないと町長が認める者」と改正したところであります。

議員のご指摘のとおり、印鑑登録申請を受けた際に、その方の意思能力の有無について判断するという事は非常に難しく、また非常に重いものと認識をしているところでございます。国ではその運用について示しておりまして、成年被後見人が印鑑登録をする際に、法定代理人が同行し、本人申請である場合は、意思能力を有する者として受付を行います。法定代理人が同行していない場合は意思能力を有しない者として、登録をするための手続を案内することとされております。

町では、印鑑登録事務及び身分証明書事務に関することから、東京法務局などからの通知に基づき、成年被後見人名簿の調整・管理を行っておりますので、その記録と国の運用を基に対応させていただくものであります。また、成年被後見人が印鑑登録の申請をする場合は、法定代理人の同行が必要であることなど、来庁された場合は丁寧にご説明するとともに、ホームページ等で周知をさせていただいているところでもあります。

以上、竹田議員の一般質問に対する答弁といたします。これから教育長に答弁いただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（今野正明） 教育長、沼澤政幸君。

〔教育長 沼澤政幸 登壇〕

○教育長（沼澤政幸） 私からは、障がい児・障がい者の福祉教育の充実についてお答えをさせていただきます。

障がいのある人もない人も互いに支え合い、住み慣れた地域で生き生きと豊かに共に暮らしていける社会を目指すというノーマライゼーションの考え方は、現在学校教育で取り組んでいるインクルーシブ教育システムの考え方に共通するものであります。

インクルーシブ教育システムとは、誰もがお互いの人格と個性を尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である共生社会の実現を目指すものであります。国では、平成28年5月のインクルーシブ教育の理念と発達障害者支援法の改正、平成28年6月の児童福祉法の改正を踏まえ、就学前から社会参加に至るまで、切れ目のない支援を行う体制整備に取り組んでおります。

置賜地域におきましても、特別な配慮や支援が必要な児童生徒が増加していることから、インクルーシブ教育システムの推進につつまして、3市5町が広域的に働きかけを行うなど、その推進に向け取組を実施しているところでございます。

インクルーシブ教育では、個別の教育的ニーズのある乳児、児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、個々のニーズに応じて可能な限り最適な支援を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要となります。

そのため、小学校・中学校における通常学級、特別支援学級、特別支援学校など、柔軟で連続性のある多様な学びの場の整備と、個別の教育的ニーズに応じた適切な指導法及び必要な支援を行う合理的配慮の提供を進めております。この観点から教育を進めていくことにより、障がいのある子供のみならず、全ての子供にとってよい効果をもたらすことができるものです。

また、総合的な学習やボランティア活動の一環として、障がいのある人や高齢者だけでなく、様々な世代や立場にある人と関わることで、子供たちはコミュニケーション力を高め、多様な生き方に触れ、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心の育成に取り組んでおります。

議員ご指摘のノーマライゼーションと言葉は違っても、学校生活の中における共生社会での育ちにより、その理念は自然な学びとして受け入れられていると考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） それでは、最初の条例の実効性の確保についての追加質問をさせていただきます。

町の責務を説明していただきましたし、我が町民、それから事業所におきましても、障がいのある人に対しては理解を深めるということになってございます。この条例を広く町民に理解していただくために、ホームページ等々でもしていただいておりますし、また、どう障がいのある人に対して理解を深めるのかということに関しましては、先ほどの答弁の中に、まず職員の方々への研修ですとか、それから町民に対してはイベント等を通じて啓発活動に努めるという答弁がございました。具体的にどういうことを想定

していらっしゃるのか、今の段階でお分かりになればお聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えをいたします。

研修とイベントということですが、まず研修につきましては、今年の11月ですが、健康福祉課の職員が山形県主催の心のバリアフリー推進員養成研修というものを受講しております。この研修は、障がい及び障がい者に関する正しい知識と理解を持ち、それぞれの職場や地域等において障がいに関する知識の普及や障がい者への配慮など、障がいを理由とする差別の解消のために役立つ取組を積極的に実践していただく方を増やしていくことを目的として開催しているものでございまして、この研修の中では、各種障がいの特性や障がいを理由とする差別の具体的な事例や、場面に応じた配慮等について学ぶものでございます。この研修につきましては、今年はまだ終了ということですが、出前講座なども用意されているようでございます。そのようなものも活用させていただくことも考えながら、さらには今回研修を受講している職員からの伝達講習なども含めて、研修の機会をいうものを持っていきたいと考えているところでございます。

あと、イベントでございますが、今年度につきましては、例年11月に開催をしております健康まつりですが、今年度はコロナウイルスの影響もございまして、10月の1か月間を元気ニコニコ健康月間ということで、町民の皆様健康や福祉について考えていただいたり、体験をしていただくというようなことで開催をさせていただきました。この健康月間の取組の中におきまして障がい者差別解消を目的とした地域共生社会実現に向けてのパネル展示などをさせていただきました。さらには、町内の障がい福祉サービス事業所の活動の紹介などもさせていただいております。そのような形で取組を進めさせていただいておりますので、今後とも機会を捉えて意識の醸成、定着につながるような活動をしていきたいと思っております。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 今年度はコロナウイルス等々でいろいろな研修がなくなっております。山形県主催でも、障がい者の虐待防止に関する研修等々もございますので、自治体の方々も毎年参加できる機会もございますので、そういった機会もぜひ捉えていただきたいと思っておりますし、それからあと町民向けには、例えばそういった健康まつりのときに啓発セミナーあたりなども開催して、専門家をお招きしてお話をお聞きするというのもあるかと思っておりますが、そこら辺の、専門家を活用するということに関しての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えをいたします。

町民の方への周知等につきましても、どのような形がいいのかも含めまして、集合形

態がなかなか制限されるということもあることを踏まえれば、様々な開催方法があるか  
と思います。また、専門家を招いてということにつきましても、どのような形での実施  
や、どのような方からの講義が適切なのかというようなどころも含めまして、今後の取  
組として考えていきたいと思っております。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） それからあと、広報活動に関してでございますが、例えば山形市さ  
んですと、山形市を巡回するバス全部にラッピングをして、みんなで障がい者を虐待か  
ら守りましょうというラッピングをしたり、それから小さくて申し訳ございませんが、  
山形市が配布しているマスクの表面に、こうやってみんなで障がい者を虐待から守りま  
しょうなんていうことをして、市民の方にお配りして啓発をしているなんていうことも  
実際やっていらっしゃるそうです。そこら辺も含めまして、町としての今後の広報活動  
の在り方をお聞きしたいと思っております。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えいたします。

広報活動につきましてですが、今月12月は山形県障がい者差別解消強化月間というよ  
うなことになっております。この月間につきましては、町報、ホームページでの記事の  
掲載を実施する予定でございます。また、今後も町報やホームページを活用いたしまし  
て、条例制定の目的をはじめといたしまして、差別解消に関する情報の提供をさせてい  
ただきたいと思っております。

議員から今ご提案がございましたラッピングバスやグッズということでございますが、  
本町の規模ですとか、どのような形の広報が効果的なのかということにつきましても、  
例えば支援協議会の委員の方からご意見を頂戴するなどしながら、町の規模として効果  
があると思われるようなものについて考えたいと思っております。

いずれにいたしましても、意識の醸成と定着というものが効果的に図られる取組とい  
うものを考えていきたいと思っております。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今おっしゃられたことは、非常に大切なことだと私も認識をしてお  
ります。私も職員でありましたので、当時担当もさせていただいたことがございました。  
非常に配慮したということもあった時代でありますけれども、その中で私が非常に効果  
があったなということにつきましては、民生児童委員の地域をいろいろな形でサポート  
してくださる方、それから、町内長さんをお願いをしております福祉推進、これは社会  
福祉協議会が中心となってやっておられるわけですが、そういう方々とのやはり話し合  
いの中でそういうご理解をいただけるということが、私は非常に大事であったと。さらに、  
その情報に基づいて、やはりできるだけ早く訪問をさせていただき、膝を交えて、当然  
ご本人では分からないこともあるわけですので、そういう方との、介護してくださる方

といたしますか、見守りをしてくださる方との話合いを進めていくことが私は非常に安心できるまちづくりの一助になっておったなと思います。

実は私の経験を申し上げますと、こんなことがありました。ある地域に相談があって行きました。その際、もう少しで火災になるところ、要するにガスがつけっ放しで、鍋をかけっ放しという状態があったときに、実は同行していただきました医師が気づかれまして、すぐに我々に報告をいただき、我々が中に入り、火を止め、辛うじて火災を逃れたということがございました。

そういう訪問という行為が、これはどちらかというところと老齢による認知という症状ではございましたけれども、やはり本町の状態を申し上げますと、やはりいろいろなケース、みんな違うと思います。みんな違いながらも、やはりそれぞれの、今いろいろな教育といたしますか研修などもありますので、そういう専門知識を得た職員がそれぞれの課題のあるご家庭、これはまだそこまで行かなくてもいいという家庭も当然あってしかるべきです。そういうことを取捨選択しながら、やはりそういう見守りなさっている方との話合い、今は見守りもできないということもあるのがやはり高齢化、単身世帯ということがあるわけですし、この辺についてはまた別の配慮が必要でございますが、やはり住み慣れたおうちで当然住みたいというのは、これは人間としての当然の欲望でございますので、それらに対応するような環境づくりというものは必要になってくるのではないかと。

それから、本当に、これからやはりそういう、何といたしますか、環境づくりをしていくためには、子供たちにどのような形でそういうことを理解いただけるような環境をつくっていけるのか。これは簡単にいくものではないと。先ほど教育長が答弁したとおりでございます。そういうことを我々は繰り返し、繰り返ししながら、このまちづくりの中でその差別的なものをなくしていくと。ある方もない方も共生社会ということでの生き方というものを選択していくべきなのではないのかなと私は認識しておりますので、そのようなことで今担当課では頑張っていると認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 町長から経験も踏まえてお話をいただきました。

それで、町長からも今お話があったとおり、地域を巻き込むといたしますか、第三者の方々からの情報というのも非常に大事だと思っているところです。

そこで、答弁にもございました白鷹町障がい者差別解消支援地域協議会の中で、15名ほどの委員の方々に入っただいて、意見をお聞きしたということでございますが、第1回目の会議に関しましてはどのような内容だったのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えをいたします。

地域支援協議会の委員の構成につきましては、先ほど町長がお答えしたとおりでございます。

この協議会の役割といたしましては、障がい理由とする差別を解消するための情報交換や、相談事例を踏まえた差別を解消するための取組に関する協議、その他差別解消の推進に関することというようなことで位置づけをさせていただいております。

8月21日に第1回目の会議を開催させていただきまして、第1回目ということでございましたので、町の障がい者の状況、また障がい施策の説明等を行いながら意見交換をさせていただいたところでございます。その際、様々な意見が交換されましたので、幾つかのご意見ということでご紹介させていただきたいと思っております。

障がいサービスの事業所も加入されているという中でございますが、今まで大きな差別ということは感じたことがないということ。また、今後も地域に出向いて様々な活動に参加をしていきたいということなど。また、障がいのある方を雇用された経験もある方でしたけれども、仕事の内容というものはいろいろあるので、その人に適した仕事があると。就労の可能性のある方について、事業者側に紹介いただく機会を設けてもらいたいなどということ。また、障がい者について考えることについては、最終的にはまちづくりにつながっていくということの大きな視点からのご意見なども頂戴いたしました。共生社会というものを町全体に強めていかなければいけないのではないかとということなど、様々なご意見を頂戴したところでございます。

以上です。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） ありがとうございます。その協議会でございますが、私も期待したいところでございます。

今後において、町との関係性といいますか、例えば諮問機関的な位置づけになるのかとか、あと、協議会の方々にどういったことを今後期待していくのかということがございましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

協議会に期待することでございますが、協議会の設置の狙いということでは、今答弁させていただいたことございまして、いわゆる重要な案件についての諮問、答申ということの役割というところまでは想定はしておりませんが、この参加者の方々、また町に寄せられた相談事例などを明らかにする中で、ではどのような取組が効果的であるのかというご提案をいただくなど、様々な差別解消に向けたアイデアを、それぞれの立場からお話しいただくなどが非常に大事なことなのかなと、担当としては考えているところでございます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今課長が答弁したとおりでございますが、やはり事業者側とかそういう方々に参加をしていただいて意見をいただくということは、自分たちが実際に取り組んでいる中での課題というものが、この15名の委員の方たちはそれぞれ、対応的には若干違うとは思いますが、課題として捉えておられるのではないのかなと思います。やはりそういうご意見を頂戴して、それを一つ一つ検証しながら、そしてこれからの具体的な対応ということになるのではないのかなと思います。やはり制度的なものとか、あるいは全体的にそれを大幅に改正をしていかなければならないというときには、また違った視点で取り組んでいく必要がありますが、やはり一番現場で実際に取り組んでおられる方のご意見をお聞きするということが、これからの事業展開に一番大切なことになるのではないのかなと思いますので、現在、今課長が答弁したとおりで、現時点ではそれぞれの課題を私としてはお聞きするということがいいのではないのかなと認識しているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） ありがとうございます。

この条例に関して、あと1つだけ質問させていただきますが、先ほど地域において受け入れる制度ですとか仕組みは答弁をいただいたとおりでございます。実際、ノーマライゼーションを実現していくためには、やはりさらなる充実というものが望まれるかと思っておりますし、その際、先ほども答弁の中にありました例えば住まうところでは、グループホームがこの町内に3棟あるところもありますし、その他の事業所に関しましても、今後親亡き後というものを当然見据えていただきながら、タイムリーな整備が望まれるかと思っております。その際、事業所を整備する際は、やはりその地域の方々からの理解も当然必要かなと思っております。そういった施設整備を行う際、理解を深めていただくために、町としてはどういうバックアップをしていただけるのかお伺いしたいと思っております。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

グループホームやそのほかのサービス事業所に対する町のバックアップでございますが、例えばグループホームとなりますと、その場所で生活をされることになるわけでございます。災害発生などのときには、スタッフ以外の方々のご協力が必要不可欠となるとも考えております。そういった意味では、地域からのご理解をいただくことは非常に大事なことと思っております。この部分につきましては、基本的には事業者様でご対応いただく事項とは思っておりますが、町といたしましても、地域の方々の温かいご協力が得られるような必要に応じた支援をしていかなければいけないのではないかと考えております。また、その他の事業のご相談などもあれば、それらにつきま

しても丁寧に対応させていただきたいと思っております。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） ありがとうございます。やはりこういったものに関しては一朝一夕に達成できるものでもございませんし、長期的に繰り返し取り組んでいただかなければならないと思っております。今後とも、町として絶え間ない取組をご期待申し上げたいと思います。

次の質問に入らせていただきますが、障がい福祉教育の充実についてでございます。

先ほど答弁の中に、配慮を要する児童が置賜管内でも多くなっているというのがございました。実際、特別支援学級の児童や生徒数は現在どの程度おって、その児童生徒たちと、普通学級の児童生徒たちの直接的な関わり合いなどはどういうときに行われているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（今野正明） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） お答えいたします。

町内の特別支援学級の在籍の人数につきましては、小中学校合わせて21名でございます。障がい別の内訳につきましては、知的障がい学級が9名、自閉症・情緒障がい学級が11名、病弱・身体虚弱学級が1名となっております。今年度は全ての学校に特別支援学級が設置されている状況でございます。

特別支援学級に在籍しております児童生徒は、その特性に応じまして個別に学習する時間、それから同学年と一緒に学習する共同学習等の時間を設定し、計画的に交流を行っている状況であります。

特性や状態に応じて共同学習が可能な教科はそれぞれ異なりますが、障がいを持っている全ての児童生徒が交流を行っており、ほかの児童生徒にとっては、一緒に学習することが当たり前のこととなっている状況です。

以上です。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） インクルーシブ教育の実践をいただいているということでありがたいと思っております。その際ですが、特別支援学級の方でいるかどうかですが、普通学級に通いたいと希望して通級している障がい児はいるのかどうか。いた際にどういった配慮を行っているのか。あればお聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） お答えいたします。

まず、特別支援学級在籍までの流れについて申し上げますが、特別支援学級への在籍決定は保護者と教育相談を通じまして、医療機関の専門的な見地からのご意見もいただきまして、特別支援学級の在籍を、おうちの方の希望するという意向を確認した上で町の教育支援委員会で協議、そしてその協議結果を受けて、町の教育委員会が決定してい

る流れになってございます。

それから、障がい児への配慮という面に関しては、例えば交流活動のときに車椅子が必要になった場合、子供たちが自ら運んできてくれることもあるようですし、例えば朝の会で1日の予定を確認する際に、言葉だけではなくて黒板に順に書き出して、そこに例えば給食とか体育など、活動が分かるアイコンやイラストを掲示して、見た目でも意識できるような、短期記憶や文字認識が苦手な子のために、そういったことが不安になってしまう子に対しても配慮している取組もやっているところです。

以上です。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） ありがとうございます。いわゆる視覚から情報を得て、構造化した中で授業を行っていただいているということで、ほっとしています。

実際、知的障がいをはじめとして障がいを理解していただくためには、直接的な触れ合いと繰り返しの教育というものが必要になってくると思っております。そこで、小学校、中学校を通じた計画性のある福祉教育がやはり必須でしょうし、実現していただきたいと思いますが、現在小中学校において、そういった福祉教育はきちんとカリキュラム化になっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 教育長、沼澤政幸君。

○教育長（沼澤政幸） お答えいたします。

大きな意味での福祉教育につきましては、学校教育目標や各学年の指導計画との関連を明確にしながら実施しているところです。総合的な学習やボランティア活動の一環として、障がいのある人や高齢者だけでなく、様々な世代や立場にある人と関わり、多様な生き方に触れ、命の大切さや思いやりの心、相手を理解しようとする豊かな心の育成に取り組んでおります。

小学校高学年、中学校の総合的な学習のテーマに、福祉や多様な生き方に触れることを設定し、福祉施設の訪問などを通じ、身近な暮らしの中にある幸せの実現や職業観、福祉観の醸成に取り組んでいるところです。

また、特別の教科道徳では、主として集団や社会との関わりに関することについて、小学校から中学校まで体系的に高めるよう、狙いを持った学習が設定されております。

これらの学習は、各校の教育計画のより効果が高まる時期、行事と教科を横断的に関連づけて実施しております。

なお、白鷹町社会福祉協議会から町内小中学校全校に対しまして、福祉教育研究指定校の委嘱を受け、福祉教育に取り組んでおります。助成金もいただいておりますが、その助成金を活用してアイマスクなどを購入し、障がい者の立場を理解するといった障がい者学習に活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） ありがとうございます。

実際、そのインクルーシブ教育システムの構築も含めまして、福祉教育をしていただく際、当然先生方も最低限の福祉的経験や知識が必要かと思っているところです。特に、知的障がいですとか、発達障がいに関する知識や技術は、今後必須になってくるということでも過言ではないかと個人的には思っております。

現在の先生方の福祉に関する研修等の状況ですとか、それから今後の取組はどう行っていくのかなどお聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 教育長、沼澤政幸君。

○教育長（沼澤政幸） お答えいたします。

福祉教育を実施するに当たり、多様な視点に立ち、当事者意識を持って取り組むことが非常に大切だと考えております。その経験が本当に意味のある学びになるために、課題意識と目的意識を高め、体験や訪問する機会を設けており、例えば、社会福祉協議会や福祉施設の方々にご指導をいただいたりしてもおります。

引き続きこのような研修の機会を捉えて障がい者教育に対する意識啓発や知識習得などにつなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） ありがとうございます。

今、社会福祉協議会も交えてということもございました。やはり全ての教職員の方々が専門性を身につけることは非常に困難なこともあるかなと思います。実際その際も、今教育長から答弁があったとおり、社会福祉協議会等々の専門家からも意見を頂戴しながら、学校全体としてやはり担保をしていっていただきたいと思っております。

今回は障がい理解に関する質問をさせていただきましたが、福祉教育に関しましては非常に幅が広くて、最近マイノリティーの方々も含まれているようになってきております。今後も教育の一環としての福祉教育を継続的に行っていただいで、子供が理解することによって大人も変わる、大人も理解できることに期待をしたいと思います。

次の3点目の印鑑条例に関してですが、これは先ほど答弁の中できっちりシステム化になっていると答弁がございました。ですので、ここに関しましては質問等々はございませんが、最後に確認だけさせていただきたいと思っておりますが、成年被後見人の方が実際に印鑑登録を行う際に、成年被後見人の方と一緒に来られると、そこで意思能力を有しない者には該当しなくてきっちりなると。そして、成年被後見人が一人で例えば窓口に来た際は、意思を有しない者となって、一旦そういう制度の説明をしてご案内をしていただくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（今野正明） 町民課長、衣袋則子さん。

○町民課長（衣袋則子） お答えいたします。

印鑑登録に関しては、議員おっしゃるとおりの理解でよろしいと思います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） この制度というものは、やはりハンディキャップを持っていらっしゃる方に対する権利を守ることが大前提でございます。この手続も、やはり裁判所を含めて手続をしなければならないわけございまして、やはり相当厳格にやっけていきたいと思います、その方が一生を過ごすための、いろいろな制度の中で生きていくためのいろいろな権利を我々が担保していくということが大切なものではないかと。私は白鷹町ではそれほど大きなトラブルがあったとは聞いておりませんが、やはり資産価値の高い関東方面というのですか、首都圏におきましては、かなりの課題が起きているということであり、やはり弁護士なり司法書士が後見人になっておきながら、なかなかそれですら課題が止まらない状況があると伺っております。そのようなこともありますので、我々も白鷹町の中で、その方を守っていくためにも、やはりある面でいうと厳格に対応をさせていただいたり、あるいはそういうようなルールに従って手続を済ませることになれば、そのルールに従って職員は対応していくことにしておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） ありがとうございます。

やはりそういった成年被後見人になられる方々というのは、どうしても自分でなかなか自立した生活をするのが困難な方々が多いと認識をしております。成年後見人になった方もそうですが、やはり行政としてのサポートを今後引き続きお願いをしたいと思っておりますし、あと、先ほど長岡課長からも、12月いっぱい山形県の障がい者差別解消強化月間だという説明もございました。くしくも今日から1週間ほどは、もう障がい者週間だと山形新聞で大々的に取り上げられてございます。こういった障がいの方々に関しての取組等々に関しては、やはり先ほども言いましたが、一朝一夕ではとてもできるものではございませんし、継続して何度も何度も繰り返し取り組んでいくことが非常に大事かと思っておりますので、私も折を見てまた質問等させていただきたいと思っております。

今日はこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今野正明） 以上で竹田議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

休 憩 （午前11時50分）

---

再 開 （午後 1時15分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、移住施策の充実を、3番、横山和浩。

〔3番 横山和浩 登壇〕

○3番（横山和浩） それでは、移住施策の充実をと題しまして、一般質問をさせていただきます。

白鷹町をはじめ多くの自治体で人口減少が喫緊の課題となっております。その一方で、人口の過度な東京一極集中が問題とされており、国と自治体が足並みをそろえて地方への移住を促進している状況にあるようです。

白鷹町においても第6次総合計画に記載あるとおり、定住人口を確保しようと移住促進への取組が行われておりますが、今後さらに充実していただきたく思いますので、3つの視点で質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、移住促進の状況についての質問です。

町は様々な移住促進への取組を行っておられますので、これまでの成果や現在の状況についてお伺いいたします。

あわせて、移住される方が増えることで、地域にはどのような影響が期待できるとお考えであるのかお伺いいたします。

2つ目に、今後の方針についての質問です。

対面での移住相談会が難しくなるなど、コロナ禍によりご担当者さんは苦労されているのではないのでしょうか。その反面、コロナ禍により地方への移住を希望する方が増えているという報道を目にすることがあります。

移住促進への取組をさらに推進し、この好機を生かしていただきたいと思いますが、今後の方針についてお伺いいたします。

3つ目に、移住後の支援についての質問です。

移住された方に白鷹町で幸せに暮らしていただくため、移住後の生活を支えるような体制づくりも充実していただきたいと思っております。現在の取組と今後の方針についてお伺いします。

以上、質問させていただきます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 横山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

近年、若年層を中心に、地方から都市への人口流出が加速しており、特に東京圏への流入超過による人口の東京一極集中が続いております。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、東京都では転出超過の傾向となり始めてきているなど、人口動態には若干の変化が生じつつあるものの、本町につきましても若年人口、生産年齢人口の減少に拍車がかかってきている状況でございます。

具体的には、住民基本台帳数値では、令和元年度の本町の人口動態は、出生者と死亡者数からなる自然動態で184名の減、転入と転出数である社会動態で69名の減となって

おります。その両面でマイナス傾向が続いている状況であります。特に20から30代の若者の転出が顕著であり、転出全体数のうち約半数を占める傾向が続く状況であります。

このような状況の中で、先ほど丸川議員の一般質問に対しても答弁をさせていただきましたとおり、将来、地域によっては買物、医療等の生活サービス機能が著しく低下し、今後、現在の生活水準を維持することが困難となることも懸念される状況であります。

また、高齢化が進む一方で、価値観の多様化、生活様式の変化なども合わせ、コミュニティ機能の低下が表面化してきております。人口減少、高齢化の急速な進行は、地域コミュニティ、医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等の生活サービス機能といったあらゆる面に対して影響を与えるものであり、適応策を模索していく必要があると認識をしているところでもあります。

そのため、昨年度策定いたしました第6次総合計画におきましても、平成27年度に策定をいたしました人口ビジョンを継承しつつ、将来人口の確保のための目標設定や、その具現化に向けた方向性や施策を改めて記載させていただいたところであり、引き続き人口減少に歯止めをかけるため、人口の社会増に向けた取組として、特に若者の転出抑制を強化して取り組むこととしております。

その上で、移住促進の状況につきましてお答えをさせていただきます。

これまでの取組といたしましては、コンシェルジュ機能を持つ移住者の受入れ体制の整備や、若者世帯の移住を促すための取組、住まいを確保する取組、就農する移住者の支援、地域おこし協力隊の受入れ等を総合的に実施してきており、それらの結果、平成30年度と令和元年度の2年間で合計381名、270世帯の移住者実績となっております。そのうち、令和元年度の本町への移住者につきましては、町全体で218名、153世帯であり、前年の実績からは55名、34世帯の増加となっております。また、これまで本町で地域おこし協力隊として活動された14名のうち4名の方が定住されております。

移住者の受入れ体制の整備といたしましては、平成27年度に商工会、観光協会、新規就農者受入協議会、空き家ネットワーク協議会、移住者、地域の代表者等を構成員とした白鷹町ふるさと移住推進協議会を設立し、平成30年度には先輩移住者の中から移住コンシェルジュを選任し、移住後も含めて相談者や移住者に対するきめ細かな対応を行っているところでもあります。

具体的には、毎月4回程度、SNSを通じた白鷹の暮らしの日常を情報として発信し、お試し移住ツアーにつきましては、来町いただく際の交通費の一部支援を行い、1泊2日の日程で郷土料理を作って一緒に食事をしながら、移住のことや田舎暮らしのことなどについての情報交換や、空き家バンクへの登録をいただいている空き家見学を行っていただくなど、移住推進に向けた取組を行っているところでもあります。また、首都圏で開催される移住イベントへも昨年度は計7回参加いたし、移住希望者へのPRに努めさせていただいているところでもあります。

これによる結果として、令和元年度に移住相談窓口で対応した方が84名、うち12名の方が移住されております。

次に、若者世帯の移住を促すため、しらか若者移住定住支援交付金や、空き家バンクの利用を促進し、移住定住を促すための空き家利活用支援交付金を設け支援しており、15歳以下のお子様がいる世帯に対しては、さらに子育て世帯支援金を加算して交付しております。

令和元年度の実績につきましては、しらか若者移住定住支援交付金は15世帯、空き家利活用支援交付金として5世帯に支援をさせていただいたところでございます。

平成30年度から取り組んでおります山形県移住世帯向け食の支援事業につきましては、県外からの移住相談窓口を経由して移住された世帯に、米・みそ・しょうゆを現物支給する事業であり、令和元年度は6世帯に対して支援を行ったところでもあります。

このほか、昨年度から地方創生関連交付金を活用し、町と県が連携して支援する山形県移住支援事業も実施しておりますが、本事業は東京23区に5年以上在住し、県が設置するマッチングサイトの求人を經由して就業し、移住した方が対象であることから、要件のハードルが高く、全国的にも事例が限定的な状況となっており、本町における実績はございません。

次に、今年度の移住者の状況につきまして申し上げます。

10月末時点で、町全体で112名、88世帯となっており、前年と比較してほぼ同程度の移住者数となっております。また、相談件数は7件となっておりますが、移住には至っていない状況となっております。

次に、移住者が増えることで地域にどのような影響が期待できるかということについてお答えをさせていただきます。

移住者には、様々な面で地域の担い手となっていただくことによる担い手不足の解消や、就農や起業等による新たな仕事の創出、空き家の利活用などが期待されます。さらには、外の目を持って、改めて地域を見知ること、ひいては地域の活性化につながるものと考えているところでもあります。

また、移住者が増えることにより、地域と外部人材の様々な関わりが生まれてきており、こうした特定の地域と継続的に多様な形で関わる関係人口を創出、拡大することで、将来的な本町への移住に向けた裾野が拡大することも期待される場所でもあります。

町といたしましても、少しでも人口減少のスピードを緩やかにする対策としての移住政策という観点だけでなく、これら波及効果も見込んだ上での取組を実施しており、そのため、町民の皆様にとりましても移住施策に対してさらなるご理解とご協力をいただければ、引き続き丁寧に取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、今後の方針についてお答えをさせていただきます。

第6次白鷹町総合計画前期基本計画におきまして、移住相談窓口を経由した移住世帯

の確保として、令和5年度まで、毎年10世帯を目標に掲げて取り組んでおります。

特に、コロナ禍の状況におきまして移住を希望する方が増加している状況の中で、本町をPRし、移住促進を図っていくため、オンラインでの移住相談会に参加しているところでもあります。

初めての試みであり、対面式での相談会とも違い、相談件数は少ない状況ではありますが、移住コンシェルジュ宅で実施しているため、カメラ越しに地域の状況を見ていただくこともでき、移住を希望されている方にとってはメリットがあるものではないかと思っております。今後も含め、計4回のオンライン移住相談会へ参加を予定しておりますので、少しでも多くの移住を希望されている方に本町をPRしていただきたいものだなと考えているところであります。

コロナ禍では前述のようなオンラインでの対応となりますが、やはり移住を希望されている方へのより親切な相談におきましては、やはり対面での取組が最善であり、寄り添う形での相談を大切にしていまいりたいと考えているところでもあります。

これらのほか、平成30年度から実施しております、結婚し新生活を送ろうとする若者に需要のある民間の賃貸住宅の供給に対する支援の継続や、今後実施する公営による子育て世帯等向けの賃貸住宅の整備等により、若者の転出抑制や移住の促進に努めてまいります。

次に、移住後の支援についてお答えをさせていただきます。

現在の状況といたしましては、さきに述べさせていただいた支援事業のほか、個別に相談いただいた方を中心に、移住コンシェルジュ等によるアフターフォローをしている状況でもあります。今後につきましても個別対応を継続して行いながら、移住者を迎える地域と協議会とが、より一層の情報の共有と連携を図り、移住者の方に白鷹町で安心して生活を送っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

また、地域おこし協力隊が退任後も引き続き本町で暮らすことや、起業することができるよう、起業支援や定住支援を実施しているところでもあります。既に退任後の隊員の4名様が定住しており、うち3名が起業している状況であり、今後とも現隊員が任期を終えた際、町内にスムーズに定住することができるようサポートしてまいりたいと考えているところであります。

以上、横山議員への一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 丁寧な答弁をいただいたと思います。最初に伺いました移住促進の状況についてでございますが、様々な施策があつて、また、移住イベント等、PRの機会にも努めておられると理解したところでございます。

また、その実績として、平成30年度と令和元年度で381名の移住の実績があることも

よく分かりました。今年度も前年度同等で進んでいることもあります。大変すばらしい結果なのだと理解しました。

半面、社会の動態で69名の減になっていると。転入と転出の差で1年間に70名弱が減っている中でもあるようですので、やはりさらに移住の促進という部分は進めていただきたいと思ったところでございます。

そこで、答弁の中でございましたお試し移住ツアーについてお伺いいたします。

こちらは、ツアーに参加された方から移住に実際つながった例はこれまであったのかどうか、お伺いをいたします

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

移住のお試しツアーの取組について、参加状況と、その後移住につながったかという部分についてお答えをさせていただきます。

移住の体験ツアーにつきましては平成30年に1回、その際は参加者が10名おられました。また、令和元年度につきましては2回実施しておりまして、2回で10名の方に参加をいただいているところでございます。

それで、移住につきましては、各年1名の方に移住をしていただいた状況でございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 各開催ごとに移住につながっているということで、大変すばらしい事業であると思います。

関連となるかどうかなのですが、先ほど、移住相談の窓口で84名の方に対応されて、うち12名と多くの方が移住されたということでございます。本当にすばらしいと思うのですが、特にその受入れの中で気をつけておられること、町として取り組まれていること、あとは実際の担当者の方が気を配っていることなどがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

移住相談の中で気をつけていることとございますが、やはり移住なされる方に寄り添う形でのご相談に応じているということとございまして、これにつきましては、ふるさと移住推進協議会の委員の方にも相談に参加していただいておりますし、コンシェルジュの方にも参加をしていただいて、私どもの町だけをアピールするのではなくて、やはり移住となりますと、その方にとっては人生の大きな起点になることとございまして、どういったことでこういうこと、移住を考えるのかということと、私どもの町でこういうことができるが、こちらの町ではもっとこういうことができるということもお話を差し上げて、その町もご紹介して、そういった中で、やはり移住の方が一番幸せになる

方向で委員の方々、相談員の方々には参加していただいております、このような結果となっているものと思っておりますのでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 一番幸せになる形でのサポートということで、多分相談された方は、白鷹町は信用できる方がおられるのだなとことで、そういったこともプラスに働いているのではないかなと思います。ぜひこれからも進めていただきたいなと思います。

あわせて、地域への影響ということで質問させていただきました。こちらでは、担い手不足の解消だけではない、様々な効果があるをご説明をいただいたと思います。私も全くそのとおりだと思いますし、波及効果をしっかりと、ぜひ町民の方にも伝えていただきたいなと思うわけでございます。

そういった移住の取組はこういう理由なのだと、もう少し丁寧に町民の皆様に対して説明されてもいいのかなと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

やはり議員おっしゃるように、町民の方々に対しまして、移住の部分については、私どもはいわゆる相談を受けて、その方の移住について心配している部分については、個人情報ということもございまして、なかなか周知をできない部分もございしますが、やはり町全体として第6次総合計画の前期基本計画に掲載されている形で、U I J ターンの方々を町に移住をお願いしているといえますか、移住をしていただくような取組をしている部分については、やはりもう少し、私どもとして、町報であるとかそういったところで取組のご紹介をするのも、やはりひとつ必要なのではないかと感じているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 移住者が増えることは様々な効果があるのだと先ほど町長の答弁でもありましたが、地域の活性化にもつながることもお話あったと思います。全くそのとおりであると思います。

2018年の町報には、移住定住に関するレポートとして特集が組まれておられまして、コンシェルジュのインタビューも載っております。こういった機会が、もし次の機会にあるようでしたら、移住者を迎える恩恵といえますか、こういった理由があるのだとしっかり載せていただければなと思います。

続きまして、今後の方針としてお伺いした2番目について、改めて質問をさせていただきます。

まずは10世帯を目標とされていること、あとオンラインでの移住相談に取り組みられていること、あとは賃貸住宅での支援であるとか整備を進めることで若者の転出を抑制したいと、大体3つの方向で取り組まれていることを理解したところでございます。これ

は町として取り組まれている内容だと思っておりますが、このコロナを受けて移住を考えておられる方、様々な動きが出ていると思っております。現在、移住を考えておられる方の動向が、全国的な動向で構わないのですが、どのように変わっているのかお伺いをいたします。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

移住希望者の動向でございますが、国が東京圏在住者を対象に東京圏以外の地域での暮らしという、ウェブでアンケート調査をした結果で数値を見てございますが、20歳から59歳代の49.8%、半分に近い方が地方の暮らしに関心を持っていること、それから地方出身者の方のほうが東京の出身者よりも関心が高いこと、それから、全体的に若者が関心を持っている状況であると捉えてございます。また、県内の移住相談件数についても、平成29年度は4,675件でございますが、令和元年度につきましては6,372件で、かなり増加しておりますし、本町の状況でも平成28年までの年間平均相談件数のが一、二件ということでございますが、平成29年度以降、平成29年度、平成30年度、令和元年度と3年間の平均といたしましては12件ということで、年々この関心なり相談件数も増えていと捉えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 数字も含めた説明をいただきました。現在、新型コロナウイルス感染症が生じて、従来とやれること、やらなければいけないことがだんだん変わってきているのではないかなと思います。そういったものに対して、そういった方面での動向に対して、町として改めてどのように向かわれているのか。取組を変えておられるのか。そして、今後どのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） 今後の取組の方針になると思っておりますが、先ほども町長が申し上げましたように、このコロナ禍の中で、なかなか全国的なイベントでありますとか、県も含めたイベントでの移住相談会の出席ができない状況でございまして、オンラインでの移住相談ということで今年度は初めて取り組ませていただいている状況でございます。なかなかオンラインとなりますと、最初から白鷹町に相談となりますので、件数もかなり少なくなっている状況でございます。ただ、やはりそのときに感じたのは、随時受付を行っているということでさせていただいて、実際相談される方は別な相談日を予約いただいで実施していく、そういう準備も始めているところでございます。やはりオンラインでもそのときだけではなくて、常にいつでもいいですよと、それでいながら予約日を設定していただいでそれに対応していきたいという方針で臨みたいと考えてございます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） この移住に関しましては、非常に、私の今までの経験から申し上げ

まして、かつては一つの目標を持って、自分はこういうものに取り組みたいと。例えば農業であるならば、無農薬農業をやっていききたいという一つの目的があって、その場所を何か所も何か所も回りながら選定をした場所が、たまたま白鷹町であった。あるいは、自分は陶器の制作をしたいと今までの経験を基に実際にいろいろな窯元を回った結果、やはりここでやってみたいということとか、そういうものだったと。全くその辺については、今の体制の中で移住相談とか何かはなかったと。その方の考えに沿ったどうやってサポートしていくかということで、私どもは対応をさせていただいたなと思っ

ているところでございます。

そのような時期には、やはり地域とのちょっとした、例えば農地であるならば、水稻であるならば、自分は無農薬にしたいのだという価値観が全然違うわけです。やはりある程度数量を取らなければ生活していけない方にとっては、地元の方にとっては、やはり課題があるわけですし、そういうこともあったと私の体験から申し上げたわけですが、今は全くその流れが違っていると。なぜ違うかといいますと、365日というと語弊がありますが、ウイークデーは常に窓口を開けておいて、全国の市町村の、こういう移住を可能とするウェルカムの状態の自治体のパンフレットなどを全部セッティングして、そして相談に応じて三々五々人が相談に訪れる状態になっていると。これはやはり東京一極集中が行き過ぎた状況になってきていることも一つの要因だろうし、あるいは価値観が相当違ってきているのではないのかなと。やはり自分の子供の教育等々を考えたときに、どういうところで私は教育を子供たちに受けさせたいのかとか、いろいろなものを、やはり価値観が違ってきている状態の中で、移住がいろいろな形で、これは白鷹町ということではなくて日本全体でそういうケースが多くなってきているのではないのかなと私は思っているところがございます。それらに対して、総務省等では一生懸命情報も提供してくれますし、例えばこの空き家のバンク等々にしますと、それを大きく取り上げていただいたり、いろいろな形でのPRの後押しなどもしていただいている状況でございます。でも、最後に大変なのは、そこで何をして、そしてどうやって食べていくかということが最大の、やはりそれぞれ判断していただくときの大事な要因になります。価値観が違うものですから、我々の思いとは若干違う部分があるわけですが、そこで働いて糧を得ると。そして、それを自分たちの生活のもとにしていくことが、非常に大事なものだと思っております。この辺について、マッチングするときは相当真剣に議論をしていって、それをすると。

それからもう一つです。地域にはいろいろな約束事項があります。俗に言う、今年は余りやっていないとは思いますが契約という、それぞれの地域で12月になりますと契約ということで、昔からやっていた。それは、お互いに約束をしていこうということをもう一度確認をすることで、契約をやってきたと私はそのように認識しておりますし、そのように教わってきたのですが、やはりなかなかそういうところに移住者がすん

入るというケースは少ないわけです。やはりそういうことを当初から我々としては、地域のリーダーの皆さんと話し合いをしながら、安心して来ていただけると。それからウェルカムするほう、迎えるほうも安心していただけることをつくっていく必要があるのではないのかなと思っています。これは一朝一夕に解決する問題ではないと思いますが、これからもやはりそういう姿勢を持って、担当は本当に一生懸命頑張っておりますし、恐らく県内でもこれぐらい一生懸命頑張っている自治体は少ないかと思えます。そういうせっきくのチャンスを我々はいただいているわけですから、そういうチャンスを生かしながら、少しでも移住を可能にしながら、白鷹町には夢があるのだというまちづくりをやはり進めていく必要があるのかなと思っていますところでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 白鷹には夢があるのだとアピールをしていきたいというのは、本当にぜひ進めていただきたいなと思います。

これは私が考えることといたしますか、テレビでも言っていたことなのですが、このコロナ禍の中で移住を希望する人が現在何をしているのかということ、情報収集なのだそうなんです。いずれ新型コロナウイルス感染症が落ち着いたときに、さあ、そのときは移住しよう。今はいろいろな情報を集めるときだと。そういう動き方をしている方もおられるというお話で、自治体によってはそういうことを表に出しながら移住への取組をしているということ、こちらテレビではありましたが報道があったなと思っています。

確かに移住を考える方にとっては、今はなかなか動きづらい。白鷹町におかれましても、どうぞ白鷹に安心して来てくださいとは言えない状況でありますので、情報の発信、情報の提供をより進めていただきたいなと思うわけでございます。

あわせて、オンラインの交流も、これまた来られない以上は充実を図っていただきたいなと思うわけでございます。オンラインでの移住相談は、先ほど随時受付とお話がありました。西置賜の中にも随時の移住相談を受け付けている自治体もあるようでございますので、こちらはたしか3日後に受けられる仕組みをつくってやっておられるようです。こちら白鷹町でも早々に進めていただければと思います。

地域、我々はこの白鷹町に来てもいいな、どんなところだろうと思っている方に来ていただくことが難しい以上は、白鷹に住んでいる我々とオンラインで交流する、実際白鷹町のことをネット上で伝えてもらうことを進めてもいいのではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。失礼しました。オンライン交流会を町内で進めていただくこともいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

移住なされる方と、いわゆる白鷹町に住んでいらっしゃる方とのオンラインの交流会

ができないかというご質問だと思いますが、これにつきましては、どういう方に参加していただくとか、どこが行うのか、そして移住される方がそれをお望みなのかという部分で、なかなか大変なところはあるかなとは思いますが、白鷹町をPRすることで、私どもの町に住んでいる方とお話をしませんかということで、移住を予定しているというか希望している方とのオンラインでの話合いみたいなものはできるのかなとは思いますが、それが移住に結びつくのかどうかは、また別な話だと思いますので、そこら辺は交流と言われるような、移住の前段階として交流というところでの取組ということでは検討させていただくことがあるかなと感じております。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 交流の部分でのオンライン交流は可能かもしれないということで、少し安心をしたところでございます。

ただ、こういった取組をたくさん増やしていくとしますと、どうしても町の職員の負担が増えてしまう。そういう流れも想定できて、大丈夫かなというところも反面あります。

そういった意味では、いわゆる中間支援組織と言われるNPOとかそういった組織が、しっかりとこの移住の取組に関わることで、これら今言ったことを支援できたらいいのではないかなと思います。そういった中間支援組織をこれから育てる、もしくは検討するお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） やはりこの新型コロナウイルス感染症に伴ういろいろな対応策といえますか、今まで進んできたことが、なかなか進まなくなったということは、これは事実でございます。そのための対応策としてオンラインとか、いろいろやっているわけですが、私はこれは全く現実にはそぐわないと思っております。なぜならば、今々、もう世界ではワクチンが開発され、それを打つか打たないかは個人の判断であると思えます、何とかしてこの新型コロナウイルス感染症を何とかして私どもは根治するといえますか、それが私どもに課せられた最大のものであると。

やはり私どもは生き物、人間でございますので、やはりお互いの心の交流があって、信頼があって初めて私はいろいろなものが成立するものだなと思えます。

考え方はいろいろあっていいと思いますが、私はそういうものを早くするために、ワクチンはあと半年ぐらいとか、今日の横浜市立大学で、今まで罹患された方のどれぐらい強い抗体を持っているかという分析などをしてもらった数字なども出ておりましたが、やはりそれを見ますと、一度罹患すれば、半年ぐらいは抗体はできているなという感じは受け止めさせていただけるようなものです。この治療薬としてこれは可能性があるのではないかという話なども出てきているわけです。やはりそういうものを早期に、これは当然簡単に、はい分かりました、はいやりましょうというわけにはいかないと思いま

す、これは人命に関わることであります。でも、慎重にしながらも早期に、やはり我々は根治をし、治して、退治をして、そして新たな生活を今我々はせざるを得ません。マスクをかけたり、3密を避けたり、手洗いをしたり、うがいをしたりということは、これは避けて通れないかもしれませんが、今私は半年ぐらい頑張っている状況をつないで、それは発信は当然すべきですが、その中で私どもは対応しながら、あと半年ぐらい我慢をして、何とかこの新型コロナウイルス感染症を退治するといえますか、退治という言葉は言い過ぎかもしれませんが、その対応していく必要の後に、我々は積極的にいろいろな進め方をしていきたいというのが、私どもの今の考え方でございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） コロナ禍の影響について幅広くお話しいただいたわけなのですが、実際起きていることと、そしてコロナ禍によって生まれたものの一つが、やはり情報化が進むと。いろいろなものがオンラインでできるようになったことでより時代が進んだことも、片方の面であろうかと思えます。

ですので、実際の移住となりますと対面でお話しするのが、これはもちろん当然なわけなのですが、オンラインでできることをどんどん増やしていこうということも、またその片方では今後出てくるのかなと思えます。

情報発信についてももう少し踏み込んだお話をさせていただきたいと思えます。

現在、白鷹町では、移住促進に関するウェブサイト、しらたかで暮らそうを開設しておられます。こちらの閲覧者はどのように推移されているのかお伺いをいたします。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

町の移住協議会のホームページで、しらたかで暮らそうというサイトをつくってございます。その閲覧数の推移でございますが、平成27年度につきましては、この年からできたわけですが、2,458件でございます。それから今、令和元年度では1万1,788件で、9,000件ほど、当時から令和元年度までは増えてございます。また、令和2年度につきましては、11月末時点で9,500件ほどで、月平均1,200件ほどの閲覧数ということで推移している状況でございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 月1,200件ということですので素晴らしいなと思えます。こちらは私も拝見しましたが、町が行う施策、こういった支援などがありますよと分かりますし、移住者の方が動画でメッセージを出してくださっています。全体的にとっても柔らかいイメージの作りとなっておりまして、大変よくできているウェブサイトなのだろうと感じております。

それに加えて、まちの雰囲気、そして魅力というものをこちらのサイトでも伝えていただいて、この町に移住したら楽しそうだなとか、こういう人たちと一緒に暮らしたい

などか、そういう心に訴える情報も載せてもいいのではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

柔らかい感じでできているということですが、やはりそこにはもう少しこの町の中で生活している、いわゆる生活臭といいますか、そういったものも出したほうがいいのではないかというご質問かと思えます。私どもの中で、職員とそれからこれを管理していらっしゃる会社でいろいろ話し合いながら今のサイトをつくっているわけですが、やはりできればそういうところにも、このコロナ禍の中で移住を希望される方がやはり印象に残るような、そういった状況をつくり出さなければならぬと思っておりますので、これにつきましては、できることとできないことがあるとは思いますが、白鷹のまちづくりが分かるような、そういった息吹を感じられるようなところにつきましては検討させていただきたいと思えます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 町の息吹が感じられるようなサイトということで、ご期待を申し上げたいと思えます。

あわせて、ウェブサイトの維持管理のルールの確認について、お話をさせていただきたいと思うのですが、現在のウェブサイトには、1年以上前に終わったイベント情報が掲載されているようでございました。本日は確認をしておりますが、形の上では終わったイベントを現在でも募集している状況にありますので、早急に見直していただきたいと思えます。

あわせて、終わってしまったイベントの情報は削除するのだといったことのウェブサイトの維持管理のルールについても、改めてご確認をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

私どものサイトにつきましては、保守契約を行っている業者へ更新作業を依頼しながら行っておりますし、それを担当職員も確認しながら、ある程度の成果を上げているものと思っております。

ただ、ルールということですが、マニュアルとしてこうしなければならないということは、今のところは決めているものはございませんが、1年たった古いこういうご案内という部分については削除が必要だとは思いますが、ある程度は写真とかそういった部分については、1年前のものは残しておくように私は指示してございます。いわゆるどういう雰囲気だったとか、そういったものが、1年前にこういうことをやっているのだということが分かるようなことも、やはり載せておく必要はあるのかなと私は

思っておりますので、そういうことで指示はしているところでございますが、2年も3年も前まで残しておく必要はないと感じております。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 移住サイトに限らず、町が関わるという部分のウェブサイトは、ある意味では町の顔でもあると思います。どのように見られているのかを強く意識していただいて、しっかりと管理運営していただきたいと思います。

また、その内容について、本当に時代に即しているのかという部分も含めて、町内外の有識者の方から、そのサイトの内容、更新度合いなどをチェックしていただいて、PDCAでちゃんと回しながら、より向上していく仕組みというのがあってもいいかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

移住サイトに限らずということでございますので、町の全体的なサイトでありますとか、そこら辺の部分ということで捉えさせていただきますと、議員おっしゃるような、やはり外部からのご指摘だったり、そういったものについての対応はしていかなければならないと思っております。こういった部分につきましては、全体的なところで検討させていただきますと思います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） やはり今は情報社会と言われており、いろいろな情報発信をしながら、できるだけ身近な情報はすぐに手に取るように分かるということをしていく必要があるということは、私もそれは認識をしておりますが、実際に情報発信をやってみましたところ、やはりそこにはミスがあったということもあり得るわけです。そういう部分については、やはりご指摘があって、間違っただけは直ちにそれは変えるという方向は、これは当然していく必要があるだろうとは思っています。この辺は、例えば我々が組織をわざわざつくってやるようなものではないと思います。逆に、いろいろな方々からご覧いただけるような、興味のあるホームページなり、情報発信のものをつくるべきであって、その中で、これはどういうことなのかとお聞きいただけるようなものにしていきたい。ただし、余りでたためのものやっつけては、これはちょっと問題にならないわけですが、やはり状況の中には、やはり私どもとして予測しないようなちょっとした言葉の違いが入ったがために全く誤解を招くようなことがあったり、そういうことがあるということもこれは事実でございますので、この辺については慎重の上にも慎重を期していく必要があるわけでございますが、移住という一つの固定した中での話の中で、この何といいますか、それをチェックするような審議会的なものは、私はわざわざそこまではいかないものであると認識をしております。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） 大事なのは組織ではないとも理解しますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それと、しらたかで暮らそうという部分についてお伺いしましたが、なかなかストレートに、移住を考えている方がこちら町のサイトに訪れるのは難しいかもしれないなと思います。いわゆる移住ポータルサイトです。移住に関する情報を掲載しているまとめサイトから、白鷹町の移住に関するサイトに訪れるという流れというものも大変強いのではないかなと思います。こういった移住先を紹介するポータルサイトを、白鷹町として現在どのように活用されているのかお伺いたします。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） お答えをさせていただきます。

現在、国とか県のポータルサイトがございまして、私どもの町についても、基礎的な部分につきましてはそこに登録をさせていただいておりますが、そのポータルサイトの部分を更新していく作業についてはやっていません。なので、基礎的な情報しか、そのポータルサイトには現在載っていない状況でございます。

今、議員のお話ですと、そのポータルサイトを有効に使ったらいいのではないかなということだと思いますが、私どもとしては、私どものしらたかで暮らそうというサイトの部分の更新をすることによって、国だったり県のポータルサイトも変更になるような、そういったリンクを貼ることで、何とか対応をしていきたいなと考えているところでございます。

○議長（今野正明） 横山和浩君。

○3番（横山和浩） リンクを貼る形で紹介されるということで、ぜひ進めていただきたいなと思います。

最後になりますけれども、去年の9月でしょうか。議員研修がございまして、我々議員一同、視察に行っていました。その際に、認定NPO法人ふるさと回帰センターにも訪れております。その理事長からのお話でしたが、白鷹町は、山形のよいところとして5番目に名前が挙がる場所なのだよと教えていただきました。また、移住を増やすために必要なことは何かというと、移住者の気持ちになれることだそうです。本当に受け入れてもらえるのだろうか、雪は大丈夫なのだろうか、そういう心配事への心配りがきちんとできることだと、お話を頂戴したところでございます。課長からお話を伺いますと、全くそのとおりの取組をされておられると思いますので、引き続き努力をしていただきたいなと思います。

これも私が教えていただいたことではありますが、移住者は実際に住んでいるその地域の方の生活を見て、私もこの町に住んでみたいと思うのだそうです。なので、私たちが豊かに幸せに生きることが移住者を引きつけ、移住者を増やすことになるのですよと教えていただきました。そういう意味では、移住への取組は、移住のみならず、地域

づくりなど様々なところに影響があるかと思しますので、引き続きのご努力をお願いしたいと思います。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 私ども職員は、担当職員も含めて私もそうでございますが、この相談といえますか、移住の相談に対しましては本当に真摯に向き合いながら、やはり白鷹で生活していただける状況はどうこの方にとっては出来上がるのかとか、そういう相談をさせていただいております。

例えば、町全体の取組といたしまして一つ事例を申し上げますと、今まで東京からといえますか、首都圏から移住してきますと、その移住された空き家に本当に小さい農地が付随しておったと。しかしながら、農地を購入することはできません。ところが白鷹町につきましては、これは農林水産省からの通達を非常にうまく活用していただきまして、現在は1アールまでは、その空き家に附属しているものについては、移転を認めることをさせていただいております、常にやはりこの移住者の立場に立って、せっかく山形県白鷹町を選んでいただく。先ほど言いました認定NPO法人ふるさと回帰センターには、私も何度もお邪魔しておりますし、その結果としての実績があることも事実でございます。そういうことの情報を中心にいただきながら、ではどうしたらもっとそういう方々を増やすことができるかということと、常に職員はその方に寄り添ったといえますか、その方の立場に立って、何をどうやったらこの方は安心して白鷹においていただけるかと、住んでいただけるかということは常に誠心誠意取り組んでおりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（今野正明） 以上で横山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時30分といたします。

休 憩 （午後2時15分）

---

再 開 （午後2時30分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、令和3年産主食用米の生産調整をどう進める、2番、金田 悟君。

〔2番 金田 悟 登壇〕

○2番（金田 悟） それでは、令和3年産主食用米の生産調整をどう進めるという題で一般質問をさせていただきます。

米の生産調整対策につきましては、国の主導により昭和44年から始まり、当初は稲の作付を休む、休止する、いわゆる休耕が中心でありましたが、その後、食料自給率の向上対策の観点から、稲からほかの作物に転換する対策、いわゆる転作に変わりました。

平成16年からは、生産調整の配分方法が、転作面積の配分から米の生産数量配分に変更されました。

その後、平成30年からは、行政による生産数量目標配分が廃止され、主食用米の需要に見合った適正数量の目安を提示していく政策に変わり、生産者及び農業団体などが自らの問題として捉え、需要に応じた売れる米を売れる分だけ作ることに取り組むこととなりました。約50年、半世紀にわたった国の減反政策が廃止された年でありました。

その間、国の生産調整対策の名称、対策の目的も、昭和44年の稲作転換対策に始まり、現在の経営所得安定対策まで続いてきました。

また、交付金の単価も毎年のように変わり、実に約50年間に15もの対策が打ち出され、最短で1年、最長で9年、平均すると3年ごとに対策が変わり、その都度、生産者は翻弄され続けてきた経緯があります。

約半世紀にわたる国の減反政策の中で、生産者は品種改良、栽培技術の向上などに取り組み、高品質なブランド米が安定的に生産されるようになりました。

しかし、平成5年の記録的な冷夏によって、全国の作況指数が74と著しい不良となりまして、米が不足し、いわゆる平成の米騒動があったことも忘れてはならないと思います。

さて、農林水産省は、11月5日、令和3年産の主食用米の需要に見合った適正数量を令和2年産の作況を踏まえて679万トン（10月16日発表）から、693万トンに上方修正はしましたが、700万トンを大きく下回り、依然として厳しい状況に変わりはありません。

令和3年産の主食用米の需要に見合った適正数量は、令和2年産の709万トンから717万トンより30万トン程度少なく、前年比の減産幅につきましては過去最大であります。需給均衡には、令和2年産の予想収穫量から30万トン以上の減産が必要となり、面積換算で6万ヘクタール規模の転作が求められることとなりました。

農林水産省が令和3年産の主食用米の需要に見合った適正数量を例年より約1か月早い時期に発表を行ったのは、過去最大の減産幅になるための危機感から、早めの取組が必要であるとの判断があったと推測されます。

過去最大の減産幅となった背景として、少子高齢化、人口減少、食生活の変化が加速的に進んだことなどに加え、新型コロナウイルスの影響による外食産業で扱う米の消費が大幅に落ち込んだことが考えられます。

農林水産省では、少子高齢化など社会的な要因で減少する数量は通常10万トン程度と予想しておりましたが、このたびの減産の数量は予想をはるかに超える異常事態と言えます。

この要因のほかに大きな要素が隠れているのではないかと推測されます。30万トンの減産から10万トンを引けば20万トンと。この20万トンはどこに行ったのだということですが、例えば全国の産地の中で売れない米を作っているところがあり、必然的に民間在庫が増加する。また、生産調整を全くしていない農家が急激に増加しているなど、いわゆる産地側の問題が大きく影響しているのではないかと思います。

一方、生産者においては、今まで粛々と目標を達成してきましたが、依然として続く生産調整への限界感があることと、産地間、生産者間の不公平感が年々増加しているようにも感じられます。

また、生産者の誇りである米の豊作を素直に喜べない年が続いており、複雑な心境が推測されます。何より生産調整が強化することに伴う各種交付金の財源が確保されるのかどうか、不安材料としてあることは事実であると思われます。

そこで、今後令和3年産の白鷹町の実産調整方針を含めた白鷹町水田農業の取組基本方針につきましては、白鷹町農業再生協議会の事務局会及び水田農業部会などで協議をし、議論を重ねながら、最終的には白鷹町再生協議会の総会で決定になるとの認識をしておりますが、現時点でこのような厳しい水田農業の情勢を、白鷹町としてどのように認識をされているのか。また、どのような生産調整方針を打ち出していくのか、ご所見をお伺いします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいまの金田議員からのご質問でございますが、質問にお答えする前に、今金田議員からご質問の中でいろいろご指摘があった内容については、現状認識あるいは課題認識等々については、まさしく私も同じような考えを持っているということで、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、米の実産調整に係る変遷と現状の認識につきましてお答えをさせていただきます。

米政策は、食料安全保障という観点からも、我が国にとって極めて重要課題であると認識をさせていただいております。

高温多雨の日本の気象が稲作に適しており、生産性が高く、連作が可能で、栄養価も高く長期の保存にも耐えられる。そして、何よりも非常においしいということで古くから栽培されてきた一方で、価格と流通に関しては国の統制下に置かれてきた経過があるものと承知をさせていただいております。

米の実産供給は我が国の大きな課題であり、戦後の食糧不足のときには増産政策が推進されたわけですが、高収量品種の導入や栽培技術の向上などにより、飛躍的に生産量が増えたのと同時期に、食生活の変化もあり、米の消費量が減少に転じたことから、一転、余剰が発生し、在庫も急増するようになりました。

さらに、食糧管理制度により調整されてきた米の価格が、農家からの買取り価格よりも市場への売値のほうが安くなる、いわゆる逆ざやが発生したことなどから、米の実産計画は大きく見直しが図られ、昭和44年には緊急的な対策として稲作転換対策による試験的な生産調整が行われ、昭和46年からは本格的な生産調整が行われることとなりました。

た。ちょうど私は昭和44年に白鷹町役場に採用になったということで、町としても非常に大変な緊急的な大騒動になったということを身にしみて感じてきたものでもあります。

その後の生産調整の状況につきましては、平成30年に行政による生産量の配分がなくなるまで、議員にご指摘いただきましたとおり何度かの制度改正が行われ、生産者はそのたびに対応に苦慮してきたと言われていたところでもあります。これが猫の目農政と言われた大きなゆえんであると認識もさせていただいているところでございます。

我が町における米の生産調整につきましては、制度が開始された当初から、行政と農業協同組合とが緊密に連携しながら、その都度変更される制度に沿って取組を行ってきたものと認識しております。

平成15年には、需要に応じた米の生産と水田農業の構造改革の推進を進めるため、白鷹町水田農業推進協議会を設立し、平成24年からは白鷹町農業再生協議会として組織を再編して、とも補償事業をはじめとした水田農業の円滑な実施に町全体として取り組んでまいったと認識をしているところでございます。

特に、平成30年産米からは、生産者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた米生産ができるようになったことを踏まえ、水田フル活用ビジョンの下、白鷹町農業再生協議会を中心に、安定した米価の確保に向けて、県から示される生産の目安を基に、町全体で需要に応じた米の生産を進めているところでもあります。

次に、今後の米生産調整の方針についてどう考えるかというご質問につきましてお答えをさせていただきます。

11月5日発表の国の米に関するマンスリーレポートによりますと、令和2年産米の作柄概況は、10月15日現在で全国的には99の平年並みとのことであります。本町におきましても、7月豪雨により作柄の影響が心配されましたが、影響は限定的とのことであり、山形県全体では104のやや良との状況でありました。

一方で、山形おきたま農業協同組合における令和2年産米の概算金につきましては、需要の先行きが不透明であるとして、1等米60キログラム価格を令和元年産と比較した場合、つや姫は据置きの1万5,600円、はえぬきは800円減の1万1,700円、コシヒカリも800円減の1万2,200円、雪若丸につきましては1,000円減の1万2,400円という状況であり、つや姫以外の品種につきましては、生産者にとっては大変厳しい状況であると認識をしているところでございます。

このような中、農林水産省は、コロナ禍による需要の急減による民間在庫の増加や、令和2年産米の収穫量が当初見込みより多くなるという予測から、例年より1か月早い10月16日に、米穀の需要及び価格の安定に関する基本方針を公表し、令和3年産の主食用米の需要に見合った適正生産量を679万トンとすると発表をしたところであります。これは、令和2年産の予想収穫量と比較した場合、50万トン程度の減産、換算面積にすると全国で10万ヘクタール規模の転作が求められるものであり、減少幅は過去最大で、

大変な衝撃をもって受け止めたところでもあります。

その後、11月5日に令和2年産米の全国の作況指数の状況を反映して修正した基本指針が示され、令和3年産の適正生産量につきまして693万トンに上方修正されましたが、それでもこの数値を令和2年産の予想収穫量に比較した場合、全国で30万トンの減産、面積にして6万ヘクタール規模の転作が必要となるものであります。

これを踏まえて、山形県におきましては、11月27日に県農業再生協議会の臨時総会を開催し、令和3年産米の需要に応じた米生産への対応及び市町村段階の生産の目安を決定し、発表いたしましたところでございます。

県全体で前年比7,500トンの減産、面積換算で1,446ヘクタールの削減面積、これに伴い、本町につきましては、前年対比113トンの減産、面積換算では25ヘクタール減の発表となりました。生産者にとりましては極めて大きな影響があるものと認識をし、感じているところでございます。

現在、米の需要につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、再び外出の自粛要請や、インバウンド需要の減少などで外食等の産業が振るわない状況であり、国でも外食等の需要喚起策としてゴー・トゥー・キャンペーン等の事業を実施しておりますが、まだまだ回復には至っておりませんし、感染者の増ということにもなっているという状況でございます。

今後、新型コロナウイルス感染症が収束していけば、外食等の需要がある程度回復していくことも期待はされますが、人口減少等により構造的にも国内の主食用米の需要が減少する中で、V字回復といったところまでは考えにくい状況であると捉えさせていただいているところでございます。

このような状況を総合的に考えますと、令和3年産以降の生産につきましては、新型コロナの収束まで数年先を見据えながらの対応も検討していかなくてはならないのではないかと危惧をしているところでもあります。

我が町における具体的な検討につきましてはこれからとなりますが、去る11月13日に開催されました町農業再生協議会の水田農業部会におきまして、町が独自に試算した数値をお示ししながら、令和3年産米に対する意見交換を行ったところでもあります。

委員からは、減産しなければならない状況は理解できるが、経営の中で米に代わる作物の選定が非常に困難であるという意見や、加工用米・飼料用米等の取組の可能性などに関する意見などがあったという報告を受けているところでもあります。

一部報道によりますと、国では、転作、需要拡大を支援し、需給安定に向けた対策を検討しているとの情報もあるようです。転作拡大に向け、輸出用米、加工用米、麦、大豆、野菜などの高収益作物に取り組む農家支援策、あるいは飼料用米への転換を促す新たな支援策などを今年度の第3次補正予算並びに令和3年度当初予算に盛り込むことを検討しているという情報などありますが、あくまでもこれは情報であり、確実な把握

はできていないというような状況であります。引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えているところであります。

米の需給と価格の安定を図るためには、県から示された市町村段階の生産の目安に基づく取組が必要であるという認識に基づき、町行政といたしましては、生産者の方々が自らの経営判断で作物を選択できる環境を整えることがますます重要になってきたと認識をしているところでございます。

その上で、とも補償事業の継続を含め、その骨子を固める判断につきましては、各地区の農家を代表していただいている水田農業部会の方々であり、そこでの決定を尊重させていただきながら、最終的には町農業再生協議会におきまして決定し、町全体でしっかりと取り組んでいくことが重要であると認識をさせていただいているところでございます。

冒頭にも申し上げましたように、金田議員の認識と全く同じ認識を持たせていただいておりますので、何とぞご理解をお願い申し上げまして、一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） それでは、少し掘り下げて再質問させていただきますが、いわゆる先ほど25ヘクタールの減という数字が示されましたが、まだ決定とはならないと思いますが、今精査を行っている。転作率と言われるものについては幾らになるのか。今現在を教えてくださいたいと思います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答えさせていただきます。

11月27日に発表されました生産の目安によりまして、令和3年産の転作率を算出しているところでございますが、現段階で約42%、令和2年度の実績からしても1ポイントほど、1%ほど多く必要になると捉えてございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 分かりました。そうすると、今までの水田面積があって、あと転作面積があって、転作率があるのですが、おおむね平成15年なり平成20年頃と比べて、水田面積の減少なり転作面積の増加、それに伴う転作率の推移というのはどの程度になっているのか。大まかで結構ですから教えてくださいたいと思います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答え申し上げます。

平成15年度からのデータということになりますが、平成15年度におきまして、実績値で32.3%、水田面積のおよそ3分の1という状況でございました。その後、5年ずつの数値となりますが、平成20年度では37.2%まで上昇いたしまして、さらに5年後の平成25年度の段階では37.5%ということで、ほぼ横ばいでここは推移したところでございま

すが、平成25年、この年に農林水産業・地域の活力創造プランということで決定されまして、平成30年以降のいわゆる国による米の生産調整は行わず、需要に応じた米生産に代わるという発表が行われました後は、県からの配分面積が減るとともに、さらには自主的取組参考値ということで、深堀り、深深堀りという言い方をしたようでございますが、本町におきましては自主的取組参考値の達成を目標に掲げて取り組んだこともありまして、平成30年度では41.3%まで上昇してございます。

令和に入りまして、農地の改廃等によります水田の総面積も減っておりますが、加えて自主的な経営判断などもございまして、主食用米を作付された方もいたということで、若干面積も微増となりまして、若干転作率が1ポイントほど減っているのですが、先ほど申し上げたとおり、令和3年はさらにそこから増やしていかなければならないということになるかと思えます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 長年の中で少しずつ、もちろん水田面積も減少するし、転作面積が増えてくる。したがって、水稻、いわゆる米を作る面積が少しずつ減ってきていて、結果的に、平成15年くらいから見ると、計算すれば水田面積で約53ヘクタール減っていました。そして、水稻作付面積、いわゆる米を作っている面積が110ヘクタールほど減ってきていると。半面、転作がその分増えたというのがあります。

そういう状況の中で、先ほどの答弁にもございましたが、この達成をしていくのだという認識には変わりないわけですが、とも補償事業を今後とも継続していくと話がありました。私もその点については同感でございますが、改めてとも補償事業の意義、目的、それをきちっとここで整理していきたいなと思えますので、その辺の目的についてどう認識をしているのかお聞かせ願います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答え申し上げます。

とも補償事業につきましては、自分自身での生産調整が困難な農家の方が抛出金で負担をいたしまして、生産調整に取り組んだ農家の方にとも補償金で支出をいたしまして、町全体での生産調整を進めるための制度だと認識をしてございます。

一方で、国による生産調整の制度から自主的な取組と代わった現在におきまして、比較的安定した米価に現在はなっているわけでございますが、小規模経営農家の方におきます抛出金というのは大きな経費になるということかなとも認識してございまして、それに伴って自主的な判断において加入しない選択をされているのではないかと推測をしております。

ただ、各地域におきまして、生産の目安に沿って真面目に取り組んでいる方も当然おられるわけで、その方々につきましては不公平感を持っておられることも事実かなと思っております。

令和2年度におきましては、これらを踏まえまして事業運営費ということで、従来は米の生産者の方からだけいただいていたものでございますが、令和2年度については生産者と生産調整協力者の双方からご負担いただく形で決定し、さらには各地域におけます実践班を通じて加入促進の活動なども実施をしたところでございますが、結果といたしまして、加入者並びに加入面積も微減になっております。

そこに追い打ちをかけるような令和3年産の大幅減の目安でございます。そのあたりも含めまして、最終的には農家の皆様方との話し合いを深めながら、その農家の皆様ご自身において判断いただくことになろうかと思っておりますが、今後の作業になります。そのあたり様々な情報収集に努めながら、農家の皆様が判断できる環境整備に努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 目的プラス様々な方法についてお聞かせいただきました。

とも補償については本当に重要な施策ではございますが、年々加入率も減ってきていますので、未加入者が本当はいないほうがいいのですが、現実問題あるわけでありまして、その方々への周知については今後どういう対応をするのか、お聞かせ願います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答え申し上げます。

本年度につきましても、各実践班の方々を通じながら、いわゆる加入促進の取組を行ってまいりましたが、引き続きそういった形で進めさせていただきたいと、このように考えてございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 少しでも加入率が向上される取組をお願いしたいと思います。

あと、とも補償の事業につきましましては、いわゆる国の補助金は全く入っていないわけで、生産者の拠出金のみで成立している制度でございます。行政がとやかく口を出す必要は全くないのでありますが、大きな枠組みの中でいいますと、あくまでも再生協議会の事業ということでございますので、行政の関わりは欠かせないと判断されます。

今後、未加入者が本当に増えてきて、そういうことが想定されるわけですが、その場合、とも補償事業そのものの存在意義が問われるのではないかとということも思っていますので、このとも補償事業の大きな一つの目的であります生産調整目標の達成、この目的が揺らいでくるということも想定されるので、今後、様々な会議の中でこの件についてきちっと議論をしていただきたいと思いますと思ったところでございました。

続きまして、このような生産調整面積が40%を毎年超えてくることになると、米の生産額がもちろん減るわけでございます。そうすると、生産額が当然落ち込むわけでございますが、どのくらい落ち込むことを予測されているのか。まずはその影響をどのように認識されているのかお聞かせ願います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答え申し上げます。

令和3年産の減産の数値が113トンということで、これを俵数ということにいたしますと1,900俵ほどになります。これに本年産のはえぬき1等米の概算金価格が1万1,700円でございますので、町全体でいきますと約2,200万円ほどの減収と捉えてございます。令和元年度の水稻生産額が全体で約7億9,800万円でございますので、割合にいたしますと、単純な割合になります。2.8%になりますが、この2,200万円の減収分を米に代わるもので補うことになると容易なことではないと考えてございまして、この影響は誠に甚大と捉えているところでございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 全くそのとおりでございます。今年だけでなく年々減っていく場合が想定されるので、これがたまっていくとかなりの額になってくるのかなと危惧されるわけです。

当然米を作付しない方向に進むわけですが、米以外の作物が大幅に拡大されるわけでございます。全国的なこれも過剰基調、どこの産地も米を作らないわけですから、別な作物が増えてきます。その全国的な過剰基調になったときの販売価格の落ち込みも全国的な規模で落ち込むことが懸念される、心配であると思っておりますので、その対策と申しますか、その辺の考え方はどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答え申し上げます。

例えばになりますが、例えば枝豆といった作物などにつきましては、転作をしていく上で非常に効果的な作物かなと思っておりますが、どの町もどんどん最近、高収益作物という言い方をしておりますが、枝豆の作付が進んでおまして、それが切りなしが増えていきますと、やはり価格が安くなるのは心配をしているところでございます。現在のところは、大きないわゆる販売先としては山形おきたま農業協同組合が一番大きいかなと思っておりますが、今後山形おきたま農業協同組合も何とかして売る策というのを考えながら一生懸命取り組んでいただいているとは認識してございますが、そちらとも連携を深めて、なるべく高く売れるようなことで取り組んでいただけるように連携を密にしていきたいと思いますと考えてございます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今大木課長から答弁をさせていただいたとおりでございますが、やはり米の販売といいますか、なかなか総合的な販売価格2,200万円マイナスというようなことが推測されることになると、それを補うことは、これは本当に容易なことではないと私も認識をさせていただいております。

いろいろ転換を図るということをおっしゃるわけですが、やはり田んぼに転換を図る

といいましても課題が多過ぎるということでもあります。やはり今年の枝豆なども、残念ながら1回豪雨で水につかれば販売が不可能となるケースが非常に多かったということでもあります。当然水田ですから、水のところに枝豆を植えるということですから、全く違った環境が出てくるということだろうと。毎年そのようなことが起きるということではないかとは思いますが、やはりせっかく頑張ってきたものが一瞬にしてなくなるという中で、残念ながら今回国の方策として米余りに伴う対策として、我が町の対応としては約25万トンぐらいの米の減産をしなければならない。それに見合うものは、かなり厳しいものであると思います。この辺に関しましては、これから、いろいろな、これは私どもだけではできない部分もありますし、農家の方々と話し合いをしても、なかなかこれは難しいものがあると思いますので、これから我々としては、全ての野菜等々につきましても、先般テレビを見ていましたら、今年の野菜が例年の半額だということ、今の時期です。これは、非常に天候も穏やかであったし、非常に収量も増えているということで、恐らくキャベツあるいは白菜等々を見ましたら、あの値段で出荷して生産者が合うかとなると、本当に難しいなと見させていただきました。

これらの実態を踏まえていきますと、本当に市場原理に伴う野菜というものは非常に難しいと、多分議員にもいろいろな形でご理解いただけるものと思いますが、市場原理だけでは成り立たないものを、ではどうしていくかとなりますと、やはりこれから国が補正あるいは令和3年の当初予算でどのように組むか分かりませんが、我々としては、やはり水田には米を作るということを念頭に置きながら、ではその余った余剰的な米をどのようにして処理をしていくかということは、単年度に何をするということはできないと思いますが、そういう方向で私どもとしては対応していく必要があるのではないのかなと思っていますのでございます。

ただ、これを実現するには、投資も含めていろいろな流通も変えていかなければならないということでもありますので、この辺については、そういう考えがまとまったならば、改めて議会にお諮りを申し上げながらご理解を賜り、その方向性に進んでいくべきなのかどうかというご検討などもしていただかなければならない時期が来るのかなと認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 今町長がおっしゃいましたとおりで、やはり水田には水稲を作付するのが一番ベストなわけです。それを主食用でない米、いわゆる飼料用米とか加工用米とかそういうものに転換するというか、仕分するという仕組みが一番なわけですが、ただ相手あってのことでもありますから、この辺はこの場でどうこうではありませんが、その辺もきちっと視野に入れて、将来展望も踏まえた中での議論をお願いしたいと思います。

あと、今町長が若干触れましたが、転作関連の補助金関係、交付金関係であります。

当然増えてくるわけで、大豆ならば1反歩何万円とか様々な補助体系があるのですが、これは増えてくれば当然予算不足となってくるおそれも当然出てきます。その今現在の状況というかその形はどうなっているか、ちょっと分かる範囲で結構ですからお聞かせ願います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答え申し上げます。

令和3年度の農林水産関係予算の概算要求で、先日農林水産省東北農政局山形県拠点からお越しになって、いろいろ説明を受けておりますが、水田活用の直接支払交付金としては令和2年度同額の3,050億円で要求をされているということでございまして、またその実施のフレームにつきましても、従来どおりの制度設計となるとのこととございます。

議員ご指摘のとおり、したがいまして転作面積を増やす必要がありますのに同額の予算ということでございますので、単純に考えますと市町村の割当ての金額は少なくなってしまうのかなということが考えられます。そのことを踏まえまして、先ほど町長の答弁にもございましたが、国では令和2年度の第3次補正予算において、新たな対応策を検討しているということですが、現段階では詳細な情報まではつかめておりません。昨日も、何か新しい情報はないのですかといろいろ聞いてもみましたが、まだ今の段階ではないということでございましたので、引き続き動向を注視してまいりたいと思います。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） まだ情報がないということではありますが、なるべく早めに情報収集に当たっていただきたいと思います。

同じ水田活用の交付金の中で産地交付金がありますが、これは白鷹町の独自の裁量で様々な作物の選定なり、単価、予算の枠内ですが、決定できる産地交付金がございますが、この状況を鑑みて見直し等を考えていらっしゃるのか、お聞かせ願います。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答え申し上げます。

まだ検討の段に入っていない状況でございまして、詳細な部分についてはこれからとなりますが、どのような作物を例えば新たに指定して振興していくということになれば、当然その部分に余計に充てていくことも必要になるかと思っております。それらも踏まえまして今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 分かりました。よろしくご検討をお願いいたします。

この決定に至っては水田農業部会で決定していくとか協議をするわけでございますが、各地区の役員の方々での議論はもちろんでございますが、これから農業を担う若い農業者並びに大規模な農業法人などの方々との今からの意見の吸い上げなどというも

のは、本当に大事になってくるのかなと思います。どちらかという役員は年配の方で、これから農業をするわけではないわけですから、若い方々の意見を十分にお聞きしていただいて反映していただきたいなと思いますので、そういう意見の吸い上げをやっているのか、今後するのか、それをお願いいたします。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） お答え申し上げます。

大規模農家ということでの法人等のそういったことでの意見交換等の機会は、まだ設けていない状況でございます。ただ、現在町で飼料用米ですとか耕畜連携といった取組を試験的に行っているものもございますが、その取組につきまして、町内の5つの農事組合法人の協力を得て実施をしているところでございます。そちら山形おきたま農業協同組合を事務局としながら、5法人会ということで組織をつくられておりますので、この5法人会の皆さんにおきましては、町内で多くの農地を担っていただいている組織でもございますので、この方々を中心としながらご意見をいただく機会も設けてまいりたいなと、そのように考えてございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） ではよろしく願いいたします。

それでは、来年度についてはまだこれからのことではありますが、私の話の続きであります。今度は将来ビジョンと申しますか、来年度1年、単年度の話ではなくて、これからの白鷹町の水田農業の方向性というか大きなビジョンというものを、どこかで柱として持っていないと、毎年毎年ふらふらとではいけないなと思っています。

そんなことでこれからも少子高齢化なり、人口減少の背景は大きな変化はないだろうと推察します。そうしますと、今後とも主食用米の需要に見合った適正数量は減少の一途をたどることが予想されます。今期は極端な減産幅になったわけですが、毎年毎年少しずつ右肩下がりに下がってきているわけで、この辺を想定すると、当然白鷹町に目安として示される面積、数量も減ってくると。今は四十数%であります。数年後、何十%になるのか分かりませんが、半分、50%という数字も本当にちらついてくるのかなと思っています。そうすると、1ヘクタールの水田を持っていても半分は米を作れないという事態が来る、あります。もう既に北海道では6割になっているところもありますが、そういう状態を想定しながら白鷹町でもやっていくのだということも視野に入れていただきたいし、そして、もしかすれば、そのことのみでなくて新たな活路というか、目安を達成しないで、自分らの独自路線を歩むとか、そういうことも視野に入れながらすることもひとつ大事なのではないかなと。生産目標数量を達成していくことだけでなく、別な活路がないのかということも様々検討していただきたいなと思います。

最後になりますが、様々今ネガティブなことばかり申し上げましたが、最後に今度は明るい話題として、町長の個人的な夢でもメッセージでも結構ですから、この状態に負

けないで我々農業者に向けてのメッセージを一言いただければ、これも私も広めていきますので、ひとつ大きな声でメッセージをお願いします。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 大変ありがたいお言葉、本当に御礼を申し上げます。

というのも、実は私が昭和44年に役場に入ったときは、大体1人の米消費量が120キロ弱だったと思ったのですが、120キロと言われておりました。ですから2俵です。さらに現在は1俵を切ったと。53キロ前後に多分なっていると思います。この中で、やはり水田を中心に農業を進めていくことは、日本国だけの中で考えていけば、どこかでやはりそれはつまりくものであると認識をしているところでございます。

ただ、我々が食べる物は何も米だけではないと。やはり同じ農産物であっても畜産もあるわけですし、そういう物を食べながら我々は日々生活をしていくということであります。そういうところからいきますと、私は可能性としてはまだまだ残っていると思っております。

ただ、意欲の持てる青年たち、若い農業後継者がどんどん育つかというと、そうではないと言わざるを得ないと。特に、我が町の状況を見させていただきますと、どうしても水田の状況が新潟県とかそういうところとはちょっと違う部分がありますが、ただ、その中でも、この水のおいしさといいますか、水を使ってのすばらしいこの流れの中でおいしい米を作れると。そして、それを産地として我々がつないでいけるといいますか、作っていけるかどうかということが、大きなこれからの課題になるのかなとは思っているところでございます。

ただ、今議員からおっしゃられました目安を達成しないということは、これは我々行政としてはそんなことは絶対にあり得ないと思っております。やはり需給のバランスの中での生産の目安というふうな、私は作るものだと思っておりますので、生産の目安は、これは農家の方々にも協力をいただきながら取り組んでいくということの中で、収量をどう、所得をどうやって増やしていくかに私はシフトをしていきたいと考えているところでございます。

その中の一つが、すぐにはいかないかもしれませんが先ほど申し上げましたが、私どもの町の中でどうやったら消費量を増やすような形ができるのかどうか。そういう投資を我々ができるのかどうか。これは農家の方々とも十分話し合いをしてそういうことをやっつけていかなければならないわけですが、やはりそういう話し合いをしながらも、私としては夢の持てる、そして生産意欲の持てる農家の方々になっていただくような努力はしてまいりたいと思っておりますので、改めて金田議員さんの今までの経験などもぜひ生かしていただきながらご協力を賜れば、私にとってこの上ない喜びでありますので、先ほどいただいた温かいお言葉に応えるように努力してまいりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○議長（今野正明） 金田 悟君。

○2番（金田 悟） 大変ありがとうございました。今のような答弁を待っていました。

今後こういう、本当に難題でございますが、様々な方々が様々な場面で知恵を出し合  
って、本当に農家の方々がよかったなということの方向性を打ち出していきたいと思  
いますので、まずは本当によろしくお願ひします。

以上で一般質問を終了します。

○議長（今野正明） 以上で金田議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時40分といたします。

休 憩 （午後3時24分）

---

再 開 （午後3時40分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

---

#### ○議第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第5、議第91号 白鷹町区長等設置条例及び白鷹町特別職の職  
員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第91号 白鷹町区長等設置条例及び白  
鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由  
を申し上げます。

区長等の任期及び報酬額を改めるため、提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜り  
ますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第91号 白鷹町区長等設置条例及び白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例の設定について。

白鷹町区長等設置条例及び白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

白鷹町区長等設置条例及び白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例。

一部改正要旨によってご説明申し上げます。ご覧ください。

本件につきましては、区長、副区長の任期を改めるとともに、区長、副区長、町内長  
の報酬額の引上げを行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第1条 白鷹町区長等設置条例の一部改正。

第4条第1項 区長、副区長の任期、改、区長、副区長の任期を「3年」から「2年」に改めるもの。

第2条 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正。

別表第3、改、区長、副区長、町内長の報酬額を引き上げるもの。区長基本額を7万円引き上げまして20万円。戸数割額は同じであります。副区長、1万2,000円引き上げまして3万円。町内長、基本額を5,700円引き上げまして2万5,000円。戸数割額を140円引き上げまして1,000円。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。2番、金田 悟君。

○2番（金田 悟） 区長の報酬につきましては、引上げということには全然異議はございませんし、少ない気もしますけれども、この上げる幅というか根拠みたいなものがあるのですか。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） お答えいたします。

区長、副区長、町内長の報酬額につきましては、平成10年から現在のままで見直しをしてきませんでした。今回改正に当たるということから、任期の改正と報酬の見直しをさせていただくということでございます。

区長の業務につきましては、従来の行政との連絡役、それから地域課題の対応に加えて、今般災害の頻発すること、それから空き家対策など、区長の役割が大きくなっているというようなことで認識しております。本町のまちづくりにおいては、なくてはならない体制、制度であります。

今回の見直しに当たりましては、町内各分野から選考させていただきました検討委員会を設置させていただきまして検討をいただいたところでございます。

改定の考え方でございますが、ほかの行政委員の報酬を参考にするということで農業委員、それから教育委員などの額を参考にさせていただいたということ。それから、基本額と戸数割額がございまして、区長への依頼につきましては、戸数の大小にかかわらず一定程度同じであるということから、今回は基本額を引き上げるというようなことで結論をいただいたところでございます。副区長、町内長につきましても、区長の引上げ幅を参考に引き上げるというようなことで、町内長につきましては、それぞれの戸数に対応していただくことが多いということで、戸数割についても引き上げるというようなことになったものでございます。

○議長（今野正明） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第91号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ○議第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第6、議第92号 白鷹町議会議員及び白鷹町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第92号 白鷹町議会議員及び白鷹町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

公職選挙法の一部改正に伴い、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担について定めるため、提案するものであります。

なお、詳細については総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第92号 白鷹町議会議員及び白鷹町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の設定について。

白鷹町議会議員及び白鷹町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例を次のように制定する。

白鷹町議会議員及び白鷹町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例。

制定要旨をご覧いただきたいと思います。

本件につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、町村議会議員及び町村長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担が可能となったことを受け、本町の当該選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関し必要な事項を定める等、所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、制定の要旨の順に申し上げます。

第1条 趣旨、本条例の趣旨を定めるもの。

第2条 選挙運動用自動車の使用の公費負担、候補者は、供託物が町に帰属することとならない場合に限り、条例で定める金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができることとするもの。

第3条 選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出、前条の規定の適用を受けようとする者は、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者等と有償契約を締結し、その旨を白鷹町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならないこととするもの。

第4条 選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続に関する規定を定めるもの。

第5条 契約の指定、選挙運動用自動車の使用について、同一の日に一般運送契約とそれ以外の契約のいずれかが締結されている場合、候補者が指定するいずれかの契約のみが締結されているものとみなすこととするもの。

第6条 選挙運動用ビラの作成の公費負担、候補者は、供託物が町に帰属することとならない場合に限り、条例で定める金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることとするもの。

第7条 選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出、前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者と有償契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならないこととするもの。

第8条 選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続に関する規定を定めるもの。

第9条 選挙運動用ポスターの作成の公費負担、候補者は、供託物が町に帰属することとならない場合に限り、条例で定める金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができることとするもの。

第10条 選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出、前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者と有償契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならないこととするもの。

第11条 選挙運動用ポスターの公費負担額及び支払手続、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続に関する規定を定めるもの。

第12条 委任、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定めるもの。

附則第1項 施行期日、この条例は、令和2年12月12日から施行するもの。

附則第2項 適用区分、この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第92号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ○議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第7、議第93号 白鷹町税外収入金の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第93号 白鷹町税外収入金の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の特例規定について所要の整備を図るため、提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 総務課長、樋口 浩君。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。

議第93号 白鷹町税外収入金の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町税外収入金の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町税外収入金の督促及び延滞金条例等の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、地方税法の一部改正により地方税における延滞金の特例規定の見直しが行われたことに伴い、準用する条例について所要の整備を図るものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第1条 白鷹町税外収入金の督促及び延滞金条例等の一部改正、附則第4項、延滞金の割合の特例。

第2条 白鷹町営住宅条例の一部改正、附則第6項、延滞金の割合の特例。

第3条 白鷹町後期高齢者医療に関する条例の一部改正、附則第2条、延滞金の割合の特例。

第4条 白鷹町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正、附則第2項、延滞金の割合の特例。

いずれも改、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改める等、文言の整理を行うもの。

附則第1項 施行期日、この条例は令和3年1月1日から施行するもの。

附則第2項 経過措置、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によることとするもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第93号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第8、議第94号 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第94号 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号通知カードの交付が廃止されたことに伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 町民課長、衣袋則子さん。

○町民課長（衣袋則子） ご説明いたします。

議第94号 白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

白鷹町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中、20号「通知カード再交付手数料1枚につき500円」を20号「削除」に改める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第94号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第9、議第95号 白鷹町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第95号 白鷹町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

議第95号 白鷹町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除条例の一部を改正する

条例を次のように制定する。

白鷹町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除条例の一部を改正する条例。

白鷹町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除条例の一部を次のように改正する。

第1条中「法第24条」を「法第25条」に改める。

第2条第1項中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第95号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第10、議第96号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第96号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部改正により軽減判定所得基準が見直されたことに伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

議第96号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正により、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準額の見直しが行われたため、所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第9条第1項 国民健康保険税の減額、改、軽減判定に係る所得基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数に応じた金額を加算するもの。

附則第1項 施行期日、この条例は令和3年1月1日から施行するもの。

附則第2項 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正、改、本則の改正に合わせ所要の整備を図るとともに、第9条第1項における65歳以上の年金収入金額を125万円とするもの。

附則第3項 適用区分、改正後の白鷹町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとするもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第96号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第11、議第97号 白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第97号 白鷹町産業センターの設置及

び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

白鷹町総合情報センターを白鷹町産業センターにあわせて一元化し、一体管理とするため、提案するものであります。

なお、内容については商工観光課長が説明申し上げますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 商工観光課長、齋藤重雄君。

○商工観光課長（齋藤重雄） ご説明させていただきます。

議第97号 白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「地域資源」を「地域資源や情報通信技術」に、「観光業」を「観光業、情報通信関連産業」に改める。

別表中、「教養文化室、1,100、1,100、1,650」を「教養文化室、1,100、1,100、1,650、マルチメディア教室、1人1時間当たり550」に改め、同備考第2項中「利用者」の次に「（マルチメディア教室の利用者を除く。）」を加える。

附則。施行期日。

第1項 この条例は令和3年4月1日から施行する。

白鷹町総合情報センターの設置及び管理に関する条例の廃止。

第2項 白鷹町総合情報センターの設置及び管理に関する条例（平成12年条例第8号。以下「情報センター条例」という。）は廃止する。

情報センター条例の廃止に伴う経過措置。

第3項 この条例の施行前に情報センター条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為または指定管理者になされた申請その他の行為は、この条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為または指定管理者になされた申請その他の行為とみなす。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第97号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第12、議第98号 白鷹町森林総合利用施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第98号 白鷹町森林総合利用施設条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

令和2年7月豪雨災害により連絡橋を撤去する必要があるため提案するものであります。

なお、内容につきましては農林課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 農林課長、大木健一君。

○農林課長（大木健一） ご説明申し上げます。

議第98号 白鷹町森林総合利用施設条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町森林総合利用施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町森林総合利用施設条例の一部を改正する条例。

2枚目の一部改正要旨をご覧ください。

令和2年7月27日から29日にかけて発生しました豪雨により、ふるさと森林公園敷地内の連絡橋付近法面の災害復旧工事が必要になり、崩壊地影響ラインに含まれる連絡橋を撤去することから改正するものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

第3条 施設、改、第3条中第8号を削り、第9号を第8号とするもの。下の表のとおり、現行の8号にあります連絡橋を削りまして、改正案のとおりするものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第98号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○延会の宣告

○議長（今野正明） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後4時13分〉

